

足利市国土強靱化地域計画 (案)

足 利 市

令和3（2021）年〇月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 本市の概況と特性	3
1 自然的条件	3
2 社会的状況	5
3 想定される大規模自然災害	13
第3章 地域計画策定の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	17
3 基本方針	18
第4章 脆弱性評価	19
1 脆弱性評価の考え方	19
2 想定するリスク	19
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	20
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	22
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	22
第5章 施策分野ごとの推進方針	74
1 教育・文化	74
2 産業・観光	76
3 健康・福祉	82
4 都市基盤	85
5 環境・安全	93
6 都市経営	103
第6章 計画の推進及び進捗管理	106
資料編	
1 重要業績指標一覧	107
(第7次総合計画に掲げる指標のうち、本計画と関係性のあるもの)	
2 国土強靱化関係交付金・補助金に係る個別事業実施計画	110

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

国は、東日本大震災を教訓に、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26（2014）年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するなど、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向け、重点的に取り組んでいます。

また、栃木県においても、基本計画との調和を図りながら、平成28（2016）年2月に「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、県内における国土強靱化の取組を推進しています。

このような中、本市においても、令和元年東日本台風等の教訓を踏まえ、国、県との連携のもと、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

そこで、大規模自然災害が発生しても、市民の生命・財産を守るとともに、地域や行政が機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「足利市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画とします。

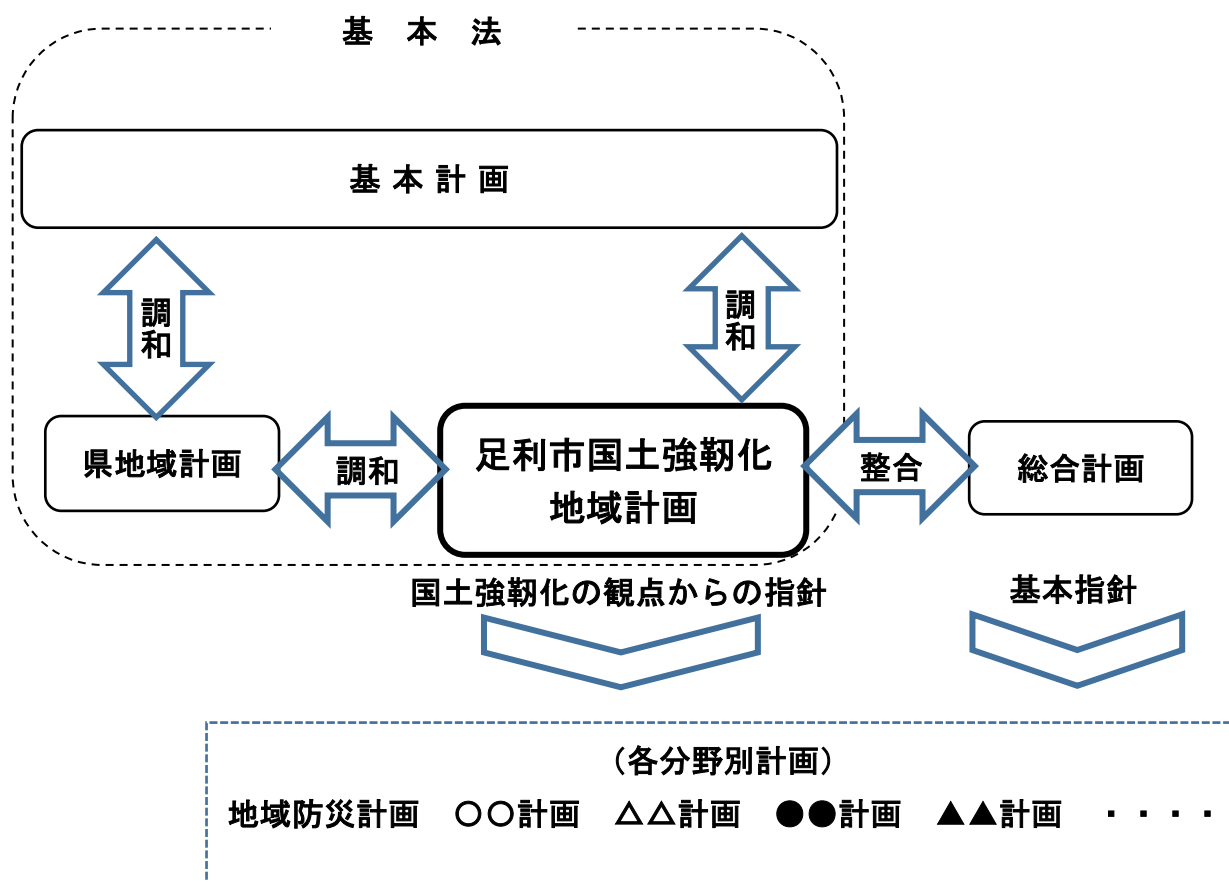
（2）国県計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を確保するとともに、県地域計画との調和も図ることで、より実効性あるものとします。

(3) 足利市総合計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「足利市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合を図り、国土強靱化の観点から、足利市地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとします。

なお、令和4（2022）年度から第8次総合計画がスタートすることから、その策定状況を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

第2章 本市の概況と特性

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は、栃木県の南西部に位置し、東・北は佐野市、西は群馬県桐生市、南は群馬県太田市、館林市及び邑楽郡邑楽町に接しています。

市の東、西、南の三方は平野部からなり、北は山地丘陵地が分布しています。

市の中央を一級河川渡良瀬川が流れるほか、多くの中小河川が流れています。

市の位置 (足利市役所)	東経：139度27分 北緯：36度20分
市の面積	177.76km ² (東西18.8km、南北19.1km)
海 抜	34.54m
主 な 山	仙人ヶ岳、赤雪山、深高山、石尊山、他
主 な 川	渡良瀬川、桐生川、矢場川、旗川、袋川、松田川、名草川 他

(2) 地震環境

ア 活断層型地震

足利市周辺に存在する活断層は、深谷断層、内ノ籠断層が比較的近くに分布し、その距離は概ね20～30kmです。

深谷断層等を含む関東平野北西縁断層帯は主部が約82kmにわたり、一度に活動した場合はマグニチュード8.0程度の地震となる可能性があります。発生確率は低いとされています。

平成29(2017)年2月に大久保断層が主要活断層に追加されたため、国の地震調査研究推進本部の今後の研究に留意する必要があります。

(参考：足利市地域防災計画)

イ 海溝型地震

海溝型地震（プレート境界で発生する地震）では、大正12（1923）年の関東地震（震源：相模トラフ）があげられますが、本市域での被害は記録されておらず、海溝型地震による影響は東北地方太平洋沖地震が過去最大級（本市での震度 震度5強）と考えられます。

（参考：足利市地域防災計画）

（3）気象状況

気象庁ホームページに掲載されているアメダス足利観測所における日降水量の記録を見ると、観測史上1～10位のうち、半数が最近10年間のものであり、集中豪雨の危険性が高まっているといえます。

昭和22（1947）年のカスリーン台風以来の大災害となった令和元年東日本台風では、10月12日に足利観測所史上最大となる253.0mmの日降水量がありました。

アメダス足利観測所における日降水量（観測史上1～10位）

順位	日降水量（mm）	年月日
1	253.0	令和元（2019）年10月12日
2	203.0	平成23（2011）年7月19日
3	175	平成10（1998）年8月30日
4	168.0	平成27（2015）年7月16日
5	162	昭和57（1982）年9月12日
6	148.0	平成25（2013）年10月16日
7	147	昭和61（1986）年8月4日
8	137.0	平成26（2014）年6月8日
9	132	平成3（1991）年10月11日
10	131	平成3（1991）年8月20日

（注）平成20（2008）年以降は小数第一位まで表示するようになった。

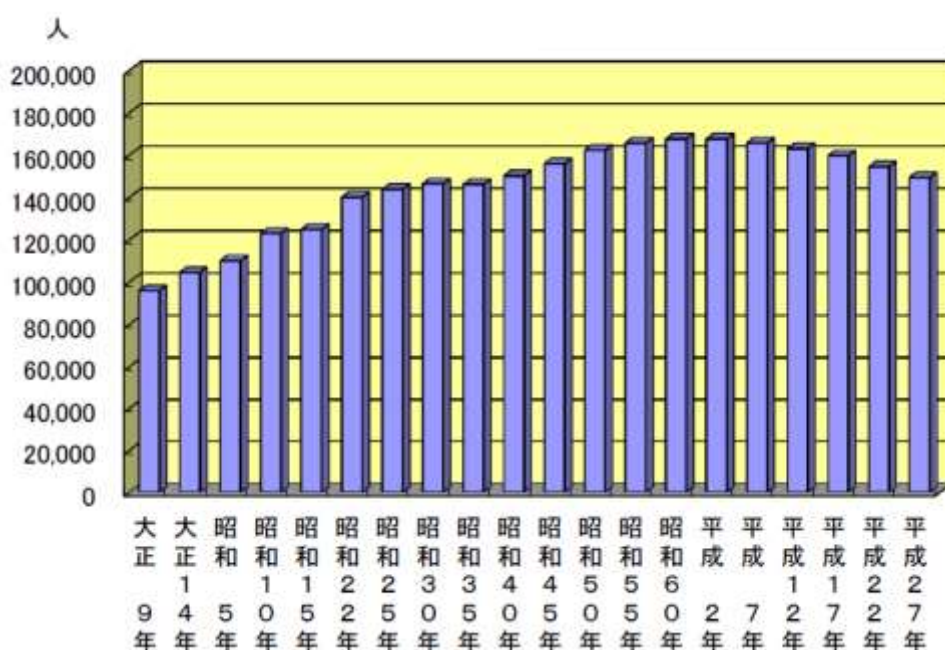
（参考：気象庁ホームページ）

2 社会的状況

(1) 人口動態

ア 人口・世帯数

推計人口によると、本市の人口は平成2（1990）年の168,000人超をピークに以後減少傾向にあり、令和2年11月1日現在の人口は143,271人、世帯数は62,057世帯です。



現市域の人口と推移

(出典：平成27年国勢調査結果報告書 足利市の人口（平成31年）)

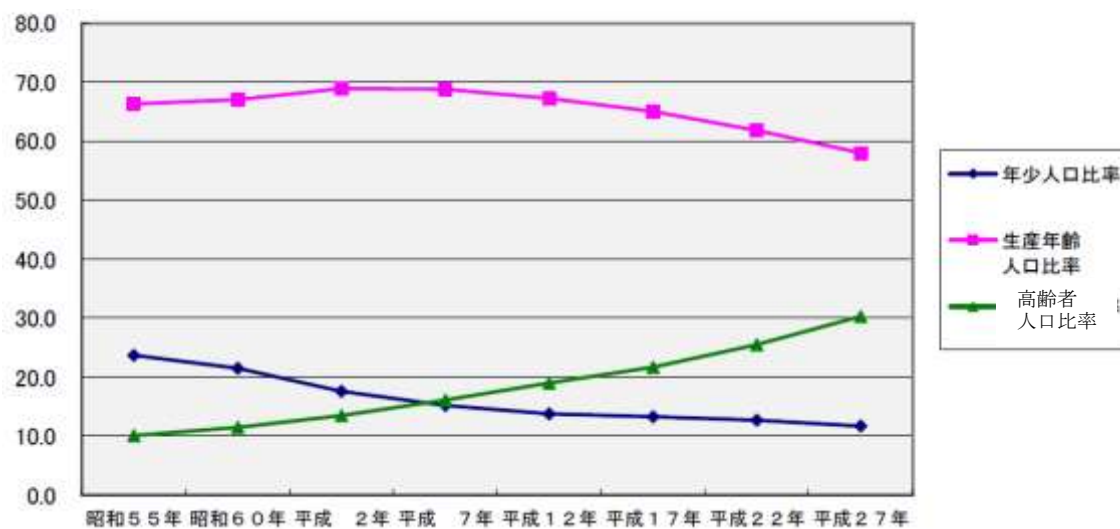
イ 年齢別

住民基本台帳人口（日本人）によると、令和2（2020）年11月1日現在の世代別比率は、年少人口（0～14歳）10.6%、生産年齢人口（15～64歳）56.0%、高齢者人口（65歳以上）33.4%となっており、少子高齢化に伴い、年少人口比率及び生産年齢人口比率は減少傾向にあります。

一方、高齢者人口比率は増加傾向にあり、地区別では久野地区が43.7%と高く、次いで名草地区43.1%、三和地区40.4%で、

高齢化の進行が著しい状況です。

また、市元気高齢課の資料によると、令和2（2020）年10月1日現在の65歳以上のひとりぐらし高齢者数は5,738人、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は9,121世帯で、市内の約2割強が高齢者のみの世帯となっています。



年齢3区分別人口比率の推移

(出典:平成27年国勢調査結果報告書 足利市の人口(平成31年))

ウ 外国人数

令和2（2020）年11月1日現在の市内在住の外国人は4,922人で、ベトナム（882人）、スリランカ（834人）、中国（636人）、フィリピン（582人）国籍の外国人が多く在住しています。

(2) 交通・産業・建築物等の状況

ア 交通

(ア) 道路

本市は、一般国道50号、主要地方道桐生岩舟線がそれぞれ渡良瀬川の左右岸の東西方向を結び、一般国道293号、主要地方道足利太

田線などの道路が市の中心部から放射状に延びて近隣都市と結ばれています。さらには、これらの道路と市内を環状に結ぶ主要地方道足利環状線が接続し、幹線道路網を構成しているほか、市北部の中山間地は、一般県道名草小俣線、一般県道松田葉鹿線、一般県道松田大月線が各集落を結んでいます。

また、市内を横断する北関東自動車道は、北関東の主要都市間を結んでいるほか、東北、関越、常磐の各高速道路とも接続しており、広域的な道路ネットワークの一部を担っています。

なお、北関東自動車道、一般国道50号、一般国道293号、主要地方道足利太田線、主要地方道桐生岩舟線及び主要地方道足利環状線（一部）等が、県の緊急輸送道路に指定されています。

緊急輸送道路ネットワーク図



(出典：足利市地域防災計画)

(イ) 鉄道

市の中心部を東西に通る J R 両毛線は、東北新幹線と上越新幹線を結んでいます。この路線は市内に 5 つの駅があり、このうち乗車人員が最も多いのは足利駅で、一日平均約 3, 2 0 0 人です。

また、東武伊勢崎線は本市と東京を直接結ぶ重要な幹線となっており、市内に 5 つの駅があります。このうち乗降人員が最も多いのは足利市駅で、一日平均約 6, 0 0 0 人です。

災害により鉄道が長時間停止した場合には、これらの旅客が滞留し帰宅困難となる可能性があります。

イ 産業

本市の伝統的産業である織物産業は、近年においてもデザイン力、技術力、人材力により新たな製品開発を行うなど積極的な取り組みを行っています。現在では繊維とともに機械、金属、プラスチックなど多様なものづくりが行われています。また、山間地では林業が、平野部では農業が営まれており総合的な産業都市として発展しています。

平成 2 8 年経済センサス（活動調査）によると、市内で最も事業所数が多いのは、卸売・小売業で 2 3. 9 %、次いで、製造業 1 9. 4 %、宿泊・飲食サービス業 1 1. 1 %となっています。

従業員数では、製造業が 2 8. 4 %で最も多く、次いで、卸売・小売業 1 8. 2 %、医療・福祉 1 4. 7 %となっています。

地区別の従業者数では、市の中心部である足利駅周辺の旧市地区が多く 2 0. 2 %、次いで、足利市駅南部である山辺地区の 1 7. 3 %となっています。

ウ 住宅

平成 3 0 年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅は 7 2, 9 1 0 戸あり、居住世帯があるすべての住宅は 5 8, 0 0 0 戸です。このうち、木造住宅は 4 6, 2 3 0 戸あり、耐震基準改正前に建てられた住宅は、そのうちおおむね 3 割となっています。

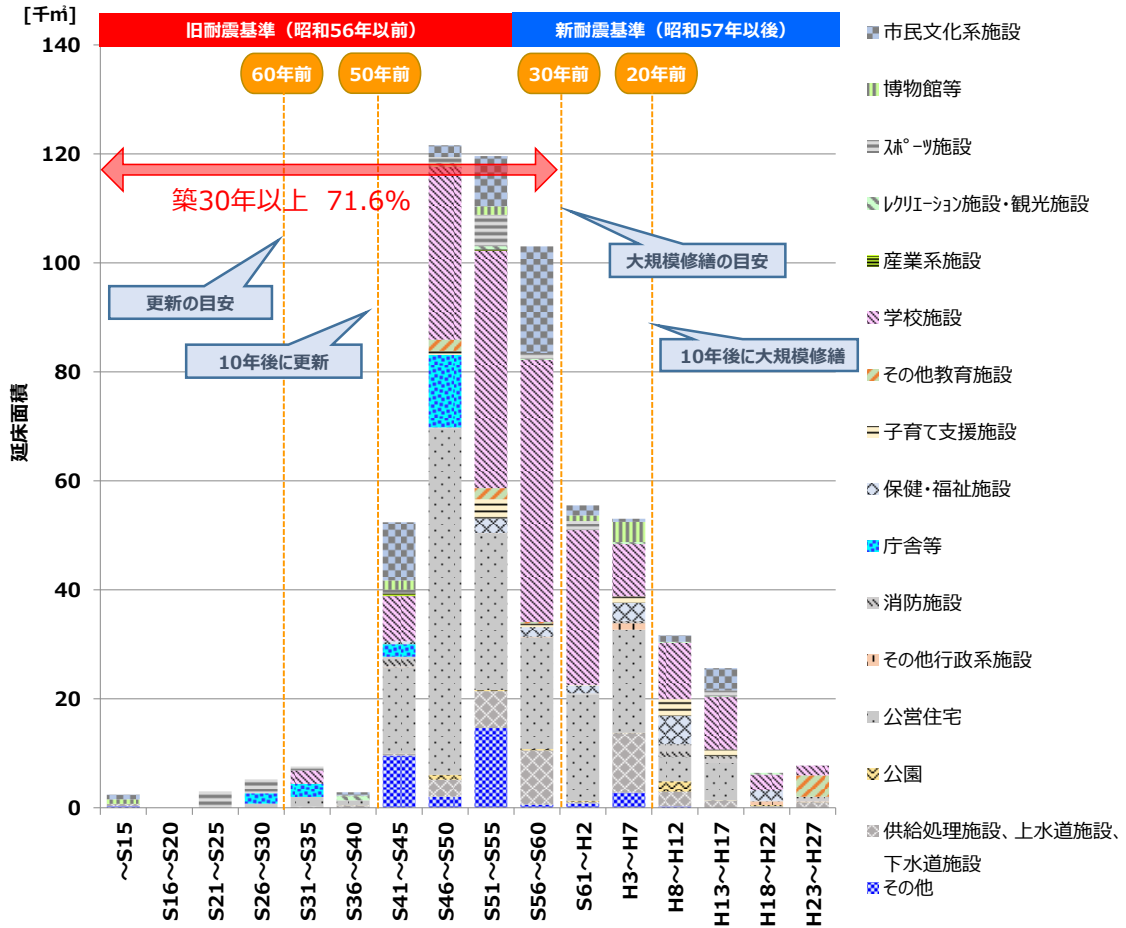
エ 公共施設

(ア) 建築物系公共施設

足利市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）によれば、本市の建築物系公共施設は、294施設、670棟、総延床面積約59.8万㎡です。

そのうち、多くが指定避難所とされている「学校施設」が32.9%と最も大きな割合を占め、次いで、「公営住宅」の30.4%、「市民文化系施設」の8.5%の順となっています。

それらの整備は、昭和40年代後半をピークとした高度経済成長期に集中的に行われたため、老朽化が進行しています。



建築物系公共施設の建築年度別延床面積

(出典：足利市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）)

(イ) インフラ系公共施設

令和元年度末時点で本市が有するインフラ系公共施設の現況は次表のとおりであり、そのうち、年度ごとの整備量が把握できている「橋りょう」「上水道」「下水道」の年度別整備量の状況は①～③のとおりです。

インフラ系公共施設の現況

種 別	現 況
道 路	一 般 道 路 実延長合計： 1, 3 2 4, 0 1 2 m
	自 転 車 歩 行 者 道 実延長合計： 1 1, 8 3 2 m
橋 り ょ う	コンクリート橋： 4 3, 9 1 2 m ²
	鋼 橋： 4, 2 8 1 m ²
	石 橋： 1 2 9 m ²
	木橋・その他： 3, 0 4 1 m ²
上 水 道	導 水 管： 7, 2 5 6 m
	送 水 管： 2 5, 3 4 7 m
	配 水 管： 9 7 1, 5 7 1 m
下 水 道	コンクリート管： 1 6 1, 0 9 9 m
	陶 管： 4 7 5, 5 7 0 m
	塩 ビ 管： 8 0, 6 1 4 m
	更 生 管： 2 1, 0 6 4 m
	そ の 他： 4, 3 6 6 m
公 園	総 合 公 園： 1 9. 4 2 h a
	運 動 公 園： 2 3. 5 1 h a
	地 区 公 園： 2 1. 3 4 h a
	近 隣 公 園： 2 1. 0 2 h a
	街 区 公 園： 1 4. 9 0 h a
	都 市 緑 地： 7 8. 0 3 h a

(令和元 (2019) 年度末時点)

① 橋りょう

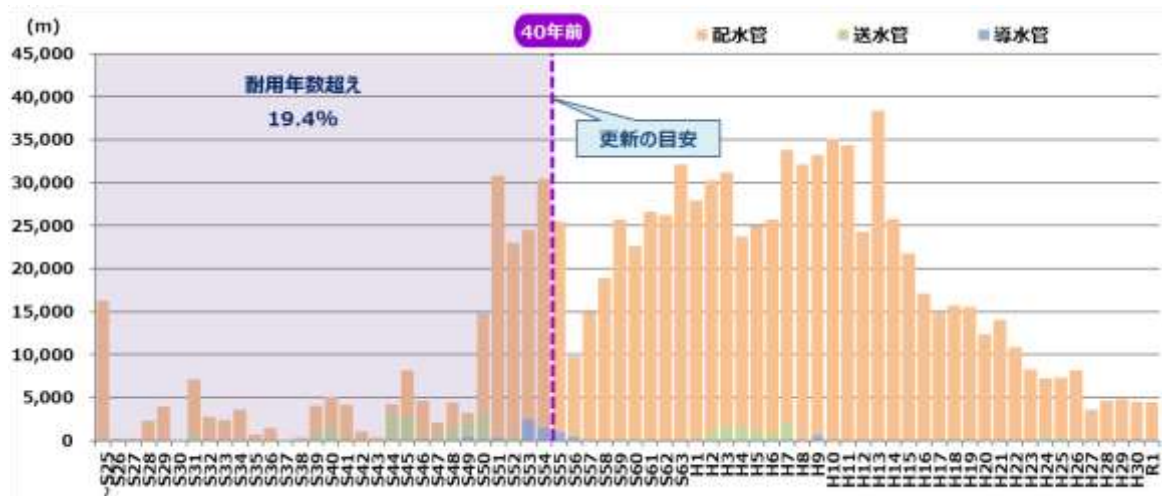
本市の橋りょうは、社会基盤の整備に伴い古くから整備されはじめ、橋りょうの更新の目安である建設後60年を超えているものは、全体の4.3%あります。



橋りょうの年度別整備量（参考：令和元年度までの決算資料）

② 上水道（管路）

本市の上水道は、人口の増加に伴って多くが昭和50年代以降に整備されています。上水道の更新の目安である建設後40年を超えているものは、全体の19.4%あり、今後も徐々に更新時期を迎えるものが増えていきます。



上水道の年度別整備延長（参考：令和元年度までの決算資料）

③ 下水道（管路）

本市の下水道は、昭和39年から整備されており、更新の目安である建設後50年を超えるものは、全体の3.4%あります。今後も徐々に更新時期を迎えるものが増えていきます。



下水道の年度別整備延長（参考：令和元年度までの決算資料）

3 想定される大規模自然災害

(1) 風水害

ア 水害

「水防法」による洪水予報河川である渡良瀬川、桐生川及び袋川並びに水位周知河川である旗川及び矢場川のほか、多くの河川が流れる本市では、台風や集中豪雨等により各河川が氾濫した場合、広範囲かつ甚大な浸水被害が想定されます。

イ 土砂災害

「土砂災害防止法」に基づき県が指定する「土砂災害警戒区域」が市内に500箇所超あり、北部の中山間地域を中心に土砂災害による被害の発生が想定されます。

【参考】令和元年東日本台風による被害の状況

発災日：令和元（2019）年10月12日～13日

降水量：10月12日 253.0mm

被害の種別	状況
人的被害	死亡1名、中等症2名
住家被害	大規模半壊 62件
	半壊 371件
	一部損壊（準半壊） 8件
	一部損壊（10%未満） 404件
道路冠水等	271件
その他	非住家被害 45件
	崖（土砂）崩れ 51件
	河川被害 69件
	橋りょう被害 12件
	排水・用水等溢水 116件
	倒木 11件
	その他 121件

（令和2（2020）年11月30日現在）

ウ 竜巻等

本市での竜巻等による災害履歴としては、ダウンバーストに伴う突風被害などが挙げられ、今後も突発的な災害発生が想定されます。

【参考】平成23（2011）年の突風による被害の状況

発災日：6月21日

被害の種別	状況
住家等被害	一部損壊 住家16棟 非住家29棟
その他	停電被害及びビニールハウスの倒壊・破損等

(参考：足利市地域防災計画)

エ 雪害

本市での降雪量は例年多くはないものの、平成26（2014）年2月には2回の大雪に見舞われていることから、今後も想定される災害と言えます。

【参考】平成26（2014）年の雪害による被害の状況

発災日：2月 8日～ 9日（最高積雪高36cm）

2月14日～15日（最高積雪高30cm）

被害の種別	状況
人的被害	中等症3名、軽傷1名（8日～9日） 中等症1名、軽傷3名（14～15日）
その他	農作業施設被害31棟（8日～9日） 住家被害5棟（14～15日） 非住家被害3棟（ 〃 ） 文教施設被害4棟（ 〃 ） 農作業施設被害99棟（ 〃 ）

(参考：足利市地域防災計画)

(2) 震災

ア 栃木県地震被害想定調査

平成25(2013)年度に行われた調査結果では、想定地震ごとに地震の規模や被害想定が示されています。

項目		①直下地震 足利市直下震 (M6.9)	②近隣地震 関東平野北西縁 断層帯 (M8.0)	③遠方地震 東京湾北部地震 (M7.3)
最大震度		6強	6強	5強
建物被害	全壊	8,980棟	3,698棟	87棟
		10.43%	4.29%	0.1%
	半壊	16,250棟	11,984棟	280棟
		18.87%	13.91%	0.33%
上水道	断水	106,386人	89,852人	0人
		70.51%	59.55%	0.00%
人的被害	死者	578人	224人	0人
		0.38%	0.15%	0.00%
	負傷者	4,746人	2,917人	13人
		3.15%	1.93%	0.01%
避難者数 (当日・ 1日後)	避難所	18,075人	8,794人	148人
		11.98%	5.83%	0.10%
	避難所外	12,050人	5,862人	99人
		7.99%	3.89%	0.07%
	避難者 合計	30,125人	14,656人	247人
		19.97%	9.71%	0.16%

(注) ①～③は、平成25年度に栃木県が実施した地震被害想定調査による
建物被害・人的被害は冬：深夜風速10m/s、上水道は冬：18時風速
10m/sを想定。

{ 建物棟数と人口の割合は平成26年1月1日現在のもの
{ 建物棟数：86,132棟 / 人口：150,874人

(出典：足利市地域防災計画)

イ 首都直下地震

国は、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定しており、栃木県内では当市を含む6市1町が指定されています。

【参考】東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被害の状況

発災日：平成23（2011）年3月11日

震 度：5強（足利市）

被害の種別	状況
住家被害	全 壊 1件
	大規模半壊 1件
	半 壊 10件
	一 部 損 壊 3,237件
その他	長時間に及ぶ停電や断水、JRと東武鉄道の列車停止、エレベーターでの閉じ込め、電話の輻輳等が発生したほか、計画停電や燃料の調達困難による混乱

（参考：足利市地域防災計画）

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

災害が比較的少ないといわれる本市においても、最近10年間で東日本大震災（平成23（2011）年）、令和元年東日本台風に見舞われています。

特に令和元年東日本台風は、昭和22（1947）年のカスリーン台風以来となる甚大な被害を本市にもたらすとともに、様々な課題があらためて浮き彫りになりました。

それらの課題を改善し、強くしなやかな地域づくりを進めるためには、行政によるハード・ソフト両面での防災減災対策を推進するほか、市民、事業者自らによる取組の促進と相互の連携強化が必要です。

そこで、本計画の基本理念を次のとおり設定し、本市における国土強靱化の施策を推進します。

市民・事業者・行政の主体性と連携で取り組む安全安心なまちづくり

2 基本目標

本計画が目指す基本目標は、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 基本方針

国土強靱化に関する施策の策定及び実施にあたっては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこととされています。（基本法第9条）

そこで、本計画においても脆弱性評価を行い、推進すべき施策を検討します。

また、施策の推進にあたっては、基本法のほか、基本計画及び県地域計画の基本方針並びに本計画の基本理念を踏まえ、次の点に留意することとします。

- ① 人口減少や高齢化の更なる進展、気候変動等による気象の変化、各種社会資本の老朽化など、社会経済情勢を踏まえます。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮します。
- ③ 市民、事業者、関係機関等との適切な連携・役割分担を考慮します。
- ④ 「ハード対策」「ソフト対策」を適切に組み合わせます。
- ⑤ 平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資するよう留意します。
- ⑥ 選択と集中による施策の重点化並びに既存の社会資本及び民間活力の活用を図ります。

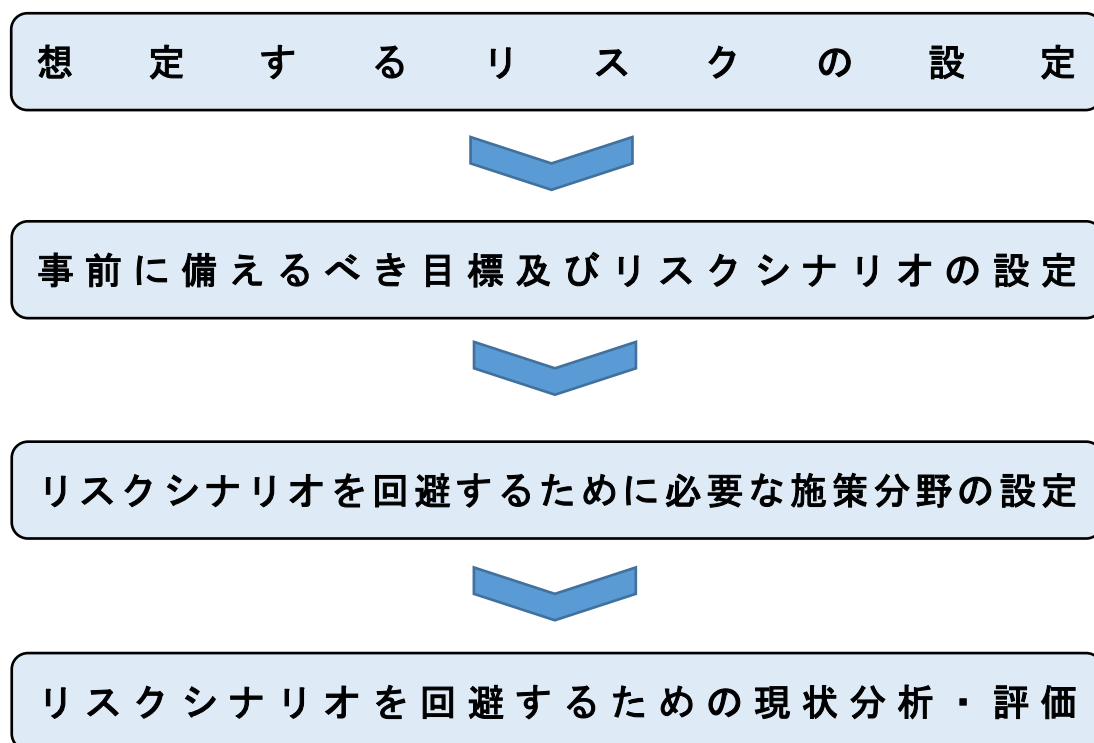
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

基本法第9条では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を行うこととされています。

そこで、本計画においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、推進すべき施策を検討します。

◆脆弱性評価の手順



2 想定するリスク

基本計画及び県地域計画では、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定しています。

本計画では、国、県が想定する大規模自然災害のうち、本市で想定される地震及び水害、土砂災害、竜巻、雪害等の風水害を想定するリスクとして設定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

基本計画及び県地域計画を踏まえた上で、本市の地域特性を考慮し、次表のとおり、「事前に備えるべき目標」8項目及び「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」27項目を設定します。

本計画における事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		NO	起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市職員・施設等の被災による大幅な機能低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給及び処理の停止
		6-3	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興ができなくなる事態
		8-3	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

脆弱性の評価及び施策の検討は、本市のあらゆる行政分野から行う必要があります。

また、本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である総合計画との整合を図ることとしています。

そこで本計画では、総合計画において設定されている6分野を、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として設定します。

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

①教育・文化	④都市基盤
②産業・観光	⑤環境・安全
③健康・福祉	⑥都市経営

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

本計画で設定する27項目のリスクシナリオを回避し、事前に備えるべき目標を達成できるようにするために必要な事項について、各施策分野から現状分析及び評価を行い、次頁以降のとおり課題を整理しました。

事前に備えるべき目標 1
直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1

**住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、
住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生**

1 耐震等対策

(1) 住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の地震による倒壊に伴う人的被害を防ぐため、耐震化の促進を図る必要があります。

また、特定天井、外壁、窓ガラス、ブロック塀等についても、耐震対策を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤 (2) 耐震等対策 ① 住宅・建築物の耐震化

(2) 社会福祉施設の耐震化等

避難行動要支援者を含む要配慮者が利用する社会福祉施設では、地震や火災が発生すると多くの人命に関わるため、耐震化等の防災対策を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉 (1) 耐震等対策 ① 社会福祉施設の耐震化等

2 応急危険度判定体制

(1) 建築物の応急危険度判定体制

大規模地震発生時では、市の防災拠点施設や避難所をはじめとする建築物の安全確認を速やかに行わなければならないことから、県や建築士会等の関係団体と協力し、被災建築物の応急危険度判定士の人員確保と資質向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤 (2) 耐震等対策 ② 応急危険度判定体制の整備

(2) 被災宅地の危険度判定体制

大規模な地震又は降雨により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、速やかに当該地の安全確認を行えるようにするため、危険度判定等に対する

<p>組織づくりを行う必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（2）耐震等対策 ② 応急危険度判定体制の整備</p>
<p>3 社会資本等の老朽化対策</p> <p>高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「足利市公共施設等総合管理計画」等に沿って適切な維持管理等を行う必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>6 都市経営（2）行政運営 ① 社会資本等の老朽化対策</p>
<p>4 防火地域等の見直し</p> <p>市街地の住宅密集区域における火災発生時において、火災の延焼を防止できるように建築物の不燃化を促進するため、防火地域及び準防火地域の見直しを行う必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（1）都市計画 ③ 防火地域等の見直し</p>
<p>5 空き家対策</p> <p>災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、管理が不十分な老朽空家等について、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（3）空き家対策 ① 空き家対策</p>
<p>6 市街地整備等</p> <p>（1）市街地整備</p> <p>災害に対する予防や発生時の応急対策、速やかな復旧復興に資するため、市街地の整備を推進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（4）市街地整備 ① 市街地整備</p>
<p>（2）オープンスペースの確保</p> <p>発災後の火災による延焼防止や避難者の安全確保を図るため、また、復旧復興時の仮設住宅等建設用地等として活用できるようにするため、オープンスペースを計画的に確保する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（1）都市計画 ② オープンスペースの確保</p>

7 消防力の充実強化

大規模災害発生時に消防力が維持され、消火、救急活動や人命救助等を迅速的確に行うため、消防防災施設等の一層の充実及び適切な維持管理や消防団員の確保、資質の向上等、消防力の充実・強化を図る必要があります。

また、本市の消防だけでは、対応困難な災害が発生した場合に備え、緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化

8 火災予防対策

平常時から市民の防火意識を高めるため、啓発等を強化する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（1）消防・火災予防 ② 火災予防対策

9 地域防災力の向上

（1）防災意識の高揚・事前防災の促進

大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

（2）自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

（3）要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化（1）防災教育 ① 要配慮者利用施設（小中学校）の防災力向上
- 3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設（福祉・医療施設）の
防災力向上

（4）避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

（5）外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化（2）外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 1
直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-2
河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1 コンパクトプラスネットワークによるまちづくりの推進

激甚化する自然災害に備え、災害リスクの低いエリア及び災害対策を講じたエリアに居住の誘導を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（1）都市計画 ① コンパクトプラスネットワークによるまちづくりの推進

2 中橋の架け替え

中橋取り付け部付近は堤防より低く、渡良瀬川の増水の際には越水する可能性があるため、中橋の架け替えを推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ① 中橋の架け替え

3 河川・排水路の治水対策

大雨等に起因する市街地等の浸水リスクを低減するため、国、県と連携し、河川整備を着実に推進する必要があります。

また、溢水を予防するため、河川及び排水路の適切な維持管理を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ② 河川・排水路の治水対策

4 河川管理施設の長寿命化対策

市が管理する堤防・護岸、樋門・樋管等の計画的な維持管理を実施するとともに、施設の長寿命化対策を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ③ 河川管理施設の長寿命化対策

5 市街地等の排水対策

市街地等における浸水多発地域の被害軽減のため、雨水対策施設を整備するほか、雨水管理、整備に関係する各河川等管理者により、総合的な雨水対策計画を策定する必要があります。また、事業者等に対し、適切な雨水流出調整を指導する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ④ 市街地等の排水対策

6 防災情報収集・発信体制の強化

（1）防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術（ICT）等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

（2）防災情報発信体制の強化

避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

7 災害リスクに係る市民への周知・啓発

市民1人ひとりが自らの生命財産を守るための行動を的確に行えるようにするためには、平常時から地域の災害リスクを認識しておくことが重要であることから、ハザードマップの更新を行うことで、最新の災害リスク情報を提供し、その有効活用を支援する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ③ 災害リスクに係る市民への周知・啓発

<p>8 避難所対策</p>
<p>最新の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を考慮の上、市民が安全に避難できるよう指定避難所等を再検討する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑥ 避難所対策</p>
<p>9 消防力の充実強化《再掲》</p>
<p>大規模災害発生時に消防力が維持され、消火、救急活動や人命救助等を迅速的確に行うため、消防防災施設等の一層の充実及び適切な維持管理や消防団員の確保、資質の向上等、消防力の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>また、本市の消防だけでは、対応困難な災害が発生した場合に備え、緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を促進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化</p>
<p>10 地域防災力の向上《再掲》</p>
<p>（1）防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p>大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p>6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実</p>
<p>（2）自主防災会の育成</p> <p>全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成</p>
<p>（3）要配慮者利用施設の防災力向上</p> <p>大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。</p>

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化（1）防災教育 ① 要配慮者利用施設（小中学校）の防災力向上

3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設（福祉・医療施設）
の防災力向上

（4）避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

（5）外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化（2）外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 1
直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3
大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

1 コンパクトプラスネットワークによるまちづくりの推進《再掲》

激甚化する自然災害に備え、災害リスクの低いエリア及び災害対策を講じたエリアに居住の誘導を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（1）都市計画 ① コンパクトプラスネットワークによるまちづくりの推進

2 土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合、人的被害や住家被害等のほか、公共施設や交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、県と連携し土砂災害防止施設の整備を推進していく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（7）土砂災害対策 ① 土砂災害防止施設の整備

3 森林の整備

森林が有する公益的機能（水源の涵養、国土の保全等）の維持、再生を図るため、適切な森林の整備と保全を推進していく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ⑤ 森林の整備

4 防災情報収集・発信体制の強化《再掲》

（1）防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術（ICT）等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

<p>(2) 防災情報発信体制の強化</p> <p>避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化</p> <p>6 都市経営(1)市民参画・市民活動 ① 広報の充実</p>
<p>5 災害リスクに係る市民への周知・啓発《再掲》</p> <p>市民1人ひとりが自らの生命財産を守るための行動を的確に行えるようにするためには、平常時から地域の災害リスクを認識しておくことが重要であることから、ハザードマップの更新を行うことで、最新の災害リスク情報を提供し、その有効活用を支援する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ③ 災害リスクに係る市民への周知・啓発</p>
<p>6 消防力の充実強化《再掲》</p> <p>大規模災害発生時に消防力が維持され、消火、救急活動や人命救助等を迅速的確に行うため、消防防災施設等の一層の充実及び適切な維持管理や消防団員の確保、資質の向上等、消防力の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>また、本市の消防だけでは、対応困難な災害が発生した場合に備え、緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を促進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(1)消防・火災予防 ① 消防力の充実強化</p>
<p>7 地域防災力の向上《再掲》</p> <p>(1) 防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p>大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p>6 都市経営(1)市民参画・市民活動 ① 広報の充実</p>

(2) 自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全 (2) 地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

(3) 要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化 (1) 防災教育 ① 要配慮者利用施設 (小中学校) の防災力向上
- 3 健康・福祉 (2) 要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設 (福祉・医療施設) の防災力向上

(4) 避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉 (2) 要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

(5) 外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化 (2) 外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 1
直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1－4
暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1 防災情報収集・発信体制の強化《再掲》

(1) 防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術（ICT）等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

(2) 防災情報発信体制の強化

避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

2 消防力の充実強化《再掲》

大規模災害発生時に消防力が維持され、消火、救急活動や人命救助等を迅速的確に行うため、消防防災施設等の一層の充実及び適切な維持管理や消防団員の確保、資質の向上等、消防力の充実・強化を図る必要があります。

また、本市の消防だけでは、対応困難な災害が発生した場合に備え、緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化

3 地域防災力の向上《再掲》

(1) 防災意識の高揚・事前防災の促進

大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進

6 都市経営(1)市民参画・市民活動 ① 広報の充実

(2) 自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

(3) 要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化(1)防災教育 ① 要配慮者利用施設(小中学校)の防災力向上

3 健康・福祉(2)要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設(福祉・医療施設)
の防災力向上

(4) 避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉(2)要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

(5) 外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化 (2) 外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 1
直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-5
情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1 防災情報収集・発信体制の強化《再掲》

(1) 防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術（ICT）等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

(2) 防災情報発信体制の強化

避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

2 地域防災力の向上《再掲》

(1) 防災意識の高揚・事前防災の促進

大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

(2) 自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全 (2) 地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

(3) 要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化 (1) 防災教育 ① 要配慮者利用施設 (小中学校) の防災力向上
- 3 健康・福祉 (2) 要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設 (福祉・医療施設) の防災力向上

(4) 避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 3 健康・福祉 (2) 要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

(5) 外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化 (2) 外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

1 物資等の備蓄及び調達体制の整備

防災倉庫において非常食、保存水をはじめとする物資及び各種資機材を一定数備蓄していますが、大規模災害時に想定される避難者数等に対し十分ではないため、備蓄及び外部からの調達体制を強化する必要があります。

また、家庭における備蓄を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑧ 物資等の備蓄及び調達体制の整備

2 緊急輸送体制の整備

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするほか、傷病者の搬送等に資するため、緊急輸送体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑨ 緊急輸送体制の整備

3 道路の防災・減災及び復旧対策

（1）道路の防災・減災

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするため、また、道路損壊等により市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ① 道路の防災・減災

（2）道路啓開体制の整備

災害に伴う道路の途絶による、被災地域への物資輸送や市民生活、経済活動への支障を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ② 道路啓開体制の整備

(3) 農林道の整備

災害により幹線道路等が途絶した場合、農道や林道は迂回路として活用し得るため、平常時から整備を進めておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光 (3) 農林業対策 ⑥ 農林道の整備

4 水道施設の耐震化等

災害発生時における飲料水供給の長期停止を防止するため、浄水場等の水道施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要があります。また、水道施設等の被害発生に備え、応急給水・復旧体制の整備を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤 (8) 水道施設対策 ① 水道施設の耐震化等

5 ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備

ライフライン関係機関が応急・復旧活動を円滑に実施できるようにするため、市とライフライン関係機関との連携体制を整備しておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全 (2) 地域防災・危機管理 ⑩ ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1 道路の防災・減災及び復旧対策《再掲》

(1) 道路の防災・減災

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするため、また、道路損壊等により市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(5) 道路・交通 ① 道路の防災・減災

(2) 道路啓開体制の整備

災害に伴う道路の途絶による、被災地域への物資輸送や市民生活、経済活動への支障を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(5) 道路・交通 ② 道路啓開体制の整備

(3) 農林道の整備

災害により幹線道路等が途絶した場合、農道や林道は迂回路として活用し得るため、平常時から整備を進めておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光(3) 農林業対策 ⑥ 農林道の整備

2 防災情報収集・発信体制の強化《再掲》

(1) 防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術(ICT)等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2) 地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

<p>(2) 防災情報発信体制の強化</p> <p>避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化</p> <p>6 都市経営(1)市民参画・市民活動 ① 広報の充実</p>
<p>3 避難所対策《再掲》</p> <p>最新の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を考慮の上、市民が安全に避難できるよう指定避難所等を再検討する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ⑥ 避難所対策</p>
<p>4 緊急輸送体制の整備《再掲》</p> <p>災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするほか、傷病者の搬送等に資するため、緊急輸送体制を整備する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ⑨ 緊急輸送体制の整備</p>
<p>5 家庭等における備蓄の促進</p> <p>災害により地域が孤立し、行政による支援に時間が要する場合でも、家庭等において食料等を確保できるようにするため、各家庭等における備蓄を促進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>2 産業・観光(2)帰宅困難者対策 ① 帰宅困難者対策</p> <p>3 健康・福祉(2)要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設(福祉・医療施設)</p> <p style="text-align: center;">の防災力向上</p> <p>5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p style="text-align: center;">〃 ⑧ 物資等の備蓄及び調達体制の整備</p>
<p>6 地域防災力の向上《再掲》</p> <p>(1) 防災意識の高揚・事前防災の促進</p> <p>大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等に</p>

より、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進
- 6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

（2）自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

（3）要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化（1）防災教育 ① 要配慮者利用施設（小中学校）の防災力向上
- 3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設（福祉・医療施設）の防災力向上

（4）避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 3 健康・福祉（2）要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

（5）外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 教育・文化（2）外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1 消防力の充実強化《再掲》

大規模災害発生時に消防力が維持され、消火、救急活動や人命救助等を迅速的確に行うため、消防防災施設等の一層の充実及び適切な維持管理や消防団員の確保、資質の向上等、消防力の充実・強化を図る必要があります。

また、本市の消防だけでは、対応困難な災害が発生した場合に備え、緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化

2 受援体制の整備

近隣市等との間で締結している災害時相互応援協定による支援を、円滑かつ効果的に受け入れることができるようにするため、受援体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑫ 受援体制の整備

3 防災拠点機能の確保

「足利市公共施設等総合管理計画」で定める財政や人口規模に応じた施設総量の適正化等の基本方針を踏まえた上で、大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、防災拠点となる施設について、整備等を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ④ 多機能型駐車施設の整備

5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化

6 都市経営（2）行政運営 ② 防災拠点機能の確保

4 地域防災力の向上《再掲》

(1) 防災意識の高揚・事前防災の促進

大地震や風水害から市民の生命財産を守るためには、まずは、市民1人ひとりによる日頃の備えが重要であることから、各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、防災意識の高揚を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ① 防災意識の高揚・事前防災の促進

6 都市経営(1)市民参画・市民活動 ① 広報の充実

(2) 自主防災会の育成

全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2)地域防災・危機管理 ② 自主防災会の育成

(3) 要配慮者利用施設の防災力向上

大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動や避難行動が行えるよう、要配慮者利用施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、非常用物資の備蓄等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化(1)防災教育 ① 要配慮者利用施設(小中学校)の防災力向上

3 健康・福祉(2)要配慮者支援 ① 要配慮者利用施設(福祉・医療施設)

の防災力向上

(4) 避難行動要支援者対策

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制整備が必要です。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉(2)要配慮者支援 ② 避難行動要支援者対策

(5) 外国人支援

大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進める必要があります。

また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化 (2) 外国人支援 ① 外国人支援

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

1 医療関係機関との連携強化

災害時の医療体制を確保するため、緊急時における県、医療関係機関等、消防本部との協力応援体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉 (3) 医療・健康 ① 医療関係機関との連携強化

2 道路の防災・減災及び復旧対策《再掲》

(1) 道路の防災・減災

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするため、また、道路損壊等により市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤 (5) 道路・交通 ① 道路の防災・減災

(2) 道路啓開体制の整備

災害に伴う道路の途絶による、被災地域への物資輸送や市民生活、経済活動への支障を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤 (5) 道路・交通 ② 道路啓開体制の整備

(3) 農林道の整備

災害により幹線道路等が途絶した場合、農道や林道は迂回路として活用し得るため、平常時から整備を進めておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光 (3) 農林業対策 ⑥ 農林道の整備

3 水道施設の耐震化等《再掲》

災害発生時における飲料水供給の長期停止を防止するため、浄水場等の水道施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要があります。また、水道施設等の被害発生に備え、応急給水・復旧体制の整備を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（8）水道施設対策 ① 水道施設の耐震化等

4 ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備《再掲》

ライフライン関係機関が応急・復旧活動を円滑に実施できるようにするため、市とライフライン関係機関との連携体制を整備しておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑩ ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備

5 緊急輸送体制の整備《再掲》

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするほか、傷病者の搬送等に資するため、緊急輸送体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑨ 緊急輸送体制の整備

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

1 帰宅困難者対策

(1) 旅客等一時滞在・帰宅支援

観光客や出張客等の旅行者が帰宅困難となった場合に備え、平常時から公共交通機関等の関係機関と連携し、連絡体制、代替輸送手段、避難施設等の受入体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光(2) 帰宅困難者対策 ① 帰宅困難者対策

(2) 事業所等における帰宅困難者対策

市内事業所等において帰宅困難者が発生した場合、一時的に従業員等を留めておくことが必要となることから、食料や飲料水等の備蓄を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光(2) 帰宅困難者対策 ① 帰宅困難者対策

2 物資等の備蓄及び調達体制の整備《再掲》

防災倉庫において非常食、保存水をはじめとする物資及び各種資機材を一定数備蓄していますが、大規模災害時に想定される避難者数等に対し十分ではないため、備蓄及び外部からの調達体制を強化する必要があります。

また、家庭における備蓄を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(2) 地域防災・危機管理 ⑧ 物資等の備蓄及び調達体制の整備

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1 感染症等予防対策

避難所、被災地域での感染症の発生予防、まん延防止、食中毒の発生予防のため、平常時から予防接種や消毒、害虫駆除等を行うための体制等の構築、マスクや手指消毒剤の備蓄の啓発等、感染症予防対策を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

3 健康・福祉（3）医療・健康 ② 感染症等予防対策

5 環境・安全（3）自然環境・環境衛生 ② 感染症等予防対策

2 避難所の感染症対策

指定避難所等において、感染症対策等健康被害防止のための対策を十分とりながら避難者を受入れられるよう、体制を充実させる必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑦ 避難所の感染症対策

3 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害発生時にも、災害廃棄物処理やし尿処理を円滑に行えるようにするための体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（3）自然環境・環境衛生 ① 災害廃棄物等処理体制の整備

4 上下水道施設の耐震化等

（1）水道施設の耐震化等《再掲》

災害発生時における飲料水供給の長期停止を防止するため、浄水場等の水道施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要があります。また、水道施設等の被害発生に備え、応急給水・復旧体制の整備を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（8）水道施設対策 ① 水道施設の耐震化等

(2) 下水道施設の耐震化等

汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(4) 下水道施設対策 ① 下水道施設の耐震化等

5 斎場の耐震化等

大規模災害時に斎場が被災して、火葬が滞らないようにする必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

6 都市経営(2) 行政運営 ① 社会資本等の老朽化対策

事前に備えるべき目標 3

必要不可欠な行政機能は確保すること

リスクシナリオ 3-1

市職員・施設等の被災による大幅な機能低下

1 防災拠点機能の確保《再掲》

「足利市公共施設等総合管理計画」で定める財政や人口規模に応じた施設総量の適正化等の基本方針を踏まえた上で、大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、防災拠点となる施設について、整備等を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 4 都市基盤（5）道路・交通 ④ 多機能型駐車施設の整備
- 5 環境・安全（1）消防・火災予防 ① 消防力の充実強化
- 6 都市経営（2）行政運営 ② 防災拠点機能の確保

2 業務継続体制の整備

「大規模災害（地震・洪水）時における足利市業務継続計画」を市職員へ周知徹底し、その見直しを不断に行うことで、大規模災害時における業務継続体制の整備を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑪ 業務継続体制の整備

3 受援体制の整備《再掲》

近隣市等との間で締結している災害時相互応援協定による支援を、円滑かつ効果的に受け入れることができるようにするため、受援体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑫ 受援体制の整備

事前に備えるべき目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

リスクシナリオ 4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能

1 電源の確保

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達等に必要な電話回線等が、停電により使用不能となる事態に備え、本庁舎等における非常用発電機等の防災対策を進める必要があります。また、本庁舎における電源喪失時にも、情報システムの電源が確保できる対策を進める必要もあります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

6 都市経営（2）行政運営 ② 防災拠点機能の確保

2 防災情報収集・発信体制の強化《再掲》

（1）防災情報収集体制の強化

災害の状況や市内の被災状況等を的確に把握することで、必要な対応を迅速に行えるよう、情報通信技術（ICT）等の活用や関係機関との連携により、被害や避難者の発生状況、雨量や河川水位の状況、水門・樋管の操作状況等の防災情報を収集するための体制強化を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ④ 防災情報収集体制の強化

（2）防災情報発信体制の強化

避難情報等の防災情報を迅速かつ確実に市民や関係機関・団体等に発信することで、市民等の安全な避難行動等に役立てるため、防災情報の発信体制を強化する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑤ 防災情報発信体制の強化

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ① 広報の充実

3 業務継続体制の整備《再掲》

「大規模災害（地震・洪水）時における足利市業務継続計画」を市職員へ周知徹底し、その見直しを不断に行うことで、大規模災害時における業務継続体制の整備を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑪ 業務継続体制の整備

事前に備えるべき目標5

経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

1 事業者による事業継続計画（BCP）の策定促進

事業者における自主的な防災対策を促すため、事業継続計画（BCP）策定を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（1）商工業対策 ① 事業者による事業継続計画（BCP）の策定促進

2 中小企業等の経営基盤の強化

災害による損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を効果的に行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（1）商工業対策 ③ 中小企業等の経営基盤の強化

3 企業等のバックアップ機能等の移転促進

我が国全体の強靱化に資するため、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続されるよう、東京圏等に立地する企業等の各種機能の移転促進に向けた取組を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（1）商工業対策 ⑤ 企業誘致の推進

事前に備えるべき目標 5

経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-2

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

1 道路の防災・減災及び復旧対策《再掲》

(1) 道路の防災・減災

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするため、また、道路損壊等により市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ① 道路の防災・減災

(2) 道路啓開体制の整備

災害に伴う道路の途絶による、被災地域への物資輸送や市民生活、経済活動への支障を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ② 道路啓開体制の整備

(3) 農林道の整備

災害により幹線道路等が途絶した場合、農道や林道は迂回路として活用し得るため、平常時から整備を進めておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ⑥ 農林道の整備

2 交通結節点への連携強化

災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等や、代替輸送車両等の滞留の用に供するための駅前広場等を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（5）道路・交通 ③ 交通結節点への連携強化

<p>3 市街地整備《再掲》</p>
<p>災害に対する予防や発生時の応急対策、速やかな復旧復興に資するため、市街地の整備を推進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>4 都市基盤（4）市街地整備 ① 市街地整備</p>
<p>4 緊急輸送体制の整備《再掲》</p>
<p>災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするほか、傷病者の搬送等に資するため、緊急輸送体制を整備する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑨ 緊急輸送体制の整備</p>
<p>5 帰宅困難者対策《再掲》</p>
<p>（1）旅客等一時滞在・帰宅支援</p> <p>観光客や出張客等の旅行者が帰宅困難となった場合に備え、平常時から公共交通機関等の関係機関と連携し、連絡体制、代替輸送手段、避難施設等の受入体制を整備する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>2 産業・観光（2）帰宅困難者対策 ① 帰宅困難者対策</p>
<p>（2）事業所等における帰宅困難者対策</p> <p>市内事業所等において帰宅困難者が発生した場合、一時的に従業員等を留めておくことが必要となることから、食料や飲料水等の備蓄を促進する必要があります。</p> <p>⇒第5章 施策分野ごとの推進方針</p> <p>2 産業・観光（2）帰宅困難者対策 ① 帰宅困難者対策</p>

事前に備えるべき目標5

経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ5-3

食料等の安定供給の停滞

1 農業者の育成・地産地消の推進等

全国的なサプライチェーンが機能不全になった場合でも、食料需要に対応できるようにするため、農業の担い手を育成しておく必要があります。

また、地産地消を推進するため、本市の農産物の安全性を確保し、平常時からPRしておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ① 農業者の育成・地産地消の推進等

2 農地・農業用施設の保全

農地が有する食料等の供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、平常時から農地及び農業用施設を保全する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ② 農地・農業用施設の保全

3 強い農業の育成

持続可能な本市農業を育成するため、担い手への農地集積による効率的な農業基盤を整備するとともに、新技術の導入等による生産性向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ③ 強い農業の育成

4 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ④ 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

5 卸売市場施設の防災対策

災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、停電時の電源確保等の施設の防災対策の強化や、事業者による事業継続計画（BCP）の策定等を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ⑦ 卸売市場施設の防災対策

事前に備えるべき目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

1 ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備《再掲》

ライフライン関係機関が応急・復旧活動を円滑に実施できるようにするため、市とライフライン関係機関との連携体制を整備しておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑩ ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備

2 再生可能エネルギー等の活用

大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等分散型エネルギーの導入拡大等により、自立分散・地産地消型のエネルギーシステムの構築を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（3）自然環境・環境衛生 ③ 再生可能エネルギー等の活用

事前に備えるべき目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

リスクシナリオ 6-2

上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給及び処理の停止

1 上下水道施設の耐震化等《再掲》

(1) 水道施設の耐震化等

災害発生時における飲料水供給の長期停止を防止するため、浄水場等の水道施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要があります。また、水道施設等の被害発生に備え、応急給水・復旧体制の整備を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(8) 水道施設対策 ① 水道施設の耐震化等

(2) 下水道施設の耐震化等

汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全(4) 下水道施設対策 ① 下水道施設の耐震化等

2 工業用水の安定供給

災害発生時における安定した工業用水の供給を継続するため、水質の保全、老朽化対策を計画的に実施する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(8) 水道施設対策 ② 工業用水の安定供給

事前に備えるべき目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

リスクシナリオ 6-3

基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

1 道路の防災・減災及び復旧対策《再掲》

(1) 道路の防災・減災

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするため、また、道路損壊等により市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(5) 道路・交通 ① 道路の防災・減災

(2) 道路啓開体制の整備

災害に伴う道路の途絶による、被災地域への物資輸送や市民生活、経済活動への支障を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(5) 道路・交通 ② 道路啓開体制の整備

(3) 農林道の整備

災害により幹線道路等が途絶した場合、農道や林道は迂回路として活用し得るため、平常時から整備を進めておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光(3) 農林業対策 ⑥ 農林道の整備

2 交通結節点への連携強化《再掲》

災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等や、代替輸送車両等の滞留の用に供するための駅前広場等を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤(5) 道路・交通 ③ 交通結節点への連携強化

3 市街地整備《再掲》

災害に対する予防や発生時の応急対策、速やかな復旧復興に資するため、市街地の整備を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（4）市街地整備 ① 市街地整備

4 緊急輸送体制の整備《再掲》

災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速確実に輸送できるようにするほか、傷病者の搬送等に資するため、緊急輸送体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑨ 緊急輸送体制の整備

事前に備えるべき目標7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ7-1

ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

1 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化《再掲》

被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ④ 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

2 河川・排水路の治水対策《再掲》

大雨等に起因する市街地等の浸水リスクを低減するため、国、県と連携し、河川整備を着実に推進する必要があります。

また、溢水を予防するため、河川及び排水路の適切な維持管理を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ② 河川・排水路の治水対策

3 河川管理施設の長寿命化対策《再掲》

市が管理する堤防・護岸、樋門・樋管等の計画的な維持管理を実施するとともに、施設の長寿命化対策を行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（6）河川・浸水対策 ③ 河川管理施設の長寿命化対策

事前に備えるべき目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-2

有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

1 有害物質の拡散・流出対策

地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要があります。

また、近隣県の原子力発電所における異常事態等が発生した場合に、市民の安全安心を守る体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全 (3) 自然環境・環境衛生 ④ 有害物質の拡散・流出対策

事前に備えるべき目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-3

農地・森林等の被害による荒廃

1 農地・農業用施設の保全《再掲》

農地が有する食料等の供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、平常時から農地及び農業用施設を保全する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ② 農地・農業用施設の保全

2 森林の整備《再掲》

森林が有する公益的機能（水源の涵養、国土の保全等）の維持、再生を図るため、適切な森林の整備と保全を推進していく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ⑤ 森林の整備

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 災害廃棄物等処理体制の整備《再掲》

大規模災害発生時にも、災害廃棄物処理やし尿処理を円滑に行えるようにするための体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（3）自然環境・環境衛生 ① 災害廃棄物等処理体制の整備

2 ごみ処理施設の更新

大規模災害時でも安定的に施設の運転を継続する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

6 都市経営（2）行政運営 ① 社会資本等の老朽化対策

3 空き家対策《再掲》

災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、管理が不十分な老朽空家等について、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（3）空き家対策 ① 空き家対策

4 災害ボランティアの活動体制の整備

災害時の人材不足を補完できるよう、多様な技術を有するボランティアを確保しておく必要があります。

また、災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会、NPO等との情報共有やボランティア活動をコーディネートする人材に対する各種研修、訓練等を実施する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ② 災害ボランティアの活動体制の整備

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興ができなくなる事態

1 市内事業者の育成・支援等

市内事業者の育成や事業継続に係る支援を行うとともに、市外からの企業誘致を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 2 産業・観光（1）商工業対策 ② 市内事業者の育成・支援等
⑤ 企業誘致の推進

2 復興を担う市内事業者の人材確保

大規模災害が発生した場合に備え、市内事業者において復旧・復興にあたる人材の育成及び確保を推進しておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 2 産業・観光（1）商工業対策 ④ 復興を担う市内事業者の人材確保

3 災害ボランティアの活動体制の整備《再掲》

災害時の人材不足を補完できるよう、多様な技術を有するボランティアを確保しておく必要があります。

また、災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会、NPO等との情報共有やボランティア活動をコーディネートする人材に対する各種研修、訓練等を実施する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ② 災害ボランティアの活動体制の整備

4 市職員体制の充実

災害時に必要とされる専門知識や知見を有する職員の確保及び育成を進める必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

- 6 都市経営（2）行政運営 ③ 市職員体制の充実

5 受援体制の整備《再掲》

近隣市等との間で締結している災害時相互応援協定による支援を、円滑かつ効果的に受け入れることができるようにするため、受援体制を整備する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

5 環境・安全（2）地域防災・危機管理 ⑫ 受援体制の整備

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-3

貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

1 文化施設・文化財の防災

平常時の防災対策として、文化施設及び文化財の耐震化や浸水対策、文化財の適切な維持管理を行う必要があります。

また、災害時に文化財の被災状況の把握を速やかに行うことができる体制を整備するとともに、文化財を修復する技術を伝承する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化（3）文化財等の防災対策 ① 文化財の防災

6 都市経営（2）行政運営 ① 社会資本等の老朽化対策

2 地域文化の保護・維持

（1）地域文化を守る後継者の育成

大規模災害後にも有形・無形の地域文化が継承されるよう、平常時から後継者を育成する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

1 教育・文化（3）文化財等の防災対策 ② 地域文化を守る後継者の育成

（2）コミュニティ活動への支援

大規模災害後も地域コミュニティと文化が継続していけるよう、平常時からコミュニティ活動の基盤である自治会活動を支援する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

6 都市経営（1）市民参画・市民活動 ③ コミュニティ活動への支援

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

1 オープンスペースの確保《再掲》

発災後には火災による延焼防止や避難者の安全確保を図るため、復旧復興時には仮設住宅等建設用地等として活用できるようにするため、オープンスペースを計画的に確保する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

4 都市基盤（1）都市計画 ② オープンスペースの確保

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-5

生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

1 事業者による事業継続計画（BCP）の策定促進《再掲》

事業者における自主的な防災対策を促すため、事業継続計画（BCP）策定を促進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（1）商工業対策 ① 事業者による事業継続計画（BCP）の策定促進

2 中小企業等の経営基盤の強化《再掲》

災害による損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を効果的に行う必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（1）商工業対策 ③ 中小企業等の経営基盤の強化

3 農業者の育成・地産地消の推進等《再掲》

全国的なサプライチェーンが機能不全になった場合でも、食料需要に対応できるようにするため、農業の担い手を育成しておく必要があります。

また、地産地消を推進するため、本市の農産物の安全性を確保し、平常時からPRしておく必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ① 農業者の育成・地産地消の推進等

4 農地・農業用施設の保全《再掲》

農地が有する食料等の供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、平常時から農地及び農業用施設を保全する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ② 農地・農業用施設の保全

5 強い農業の育成《再掲》

持続可能な本市農業を育成するため、担い手への農地集積による効率的な農業基盤を整備するとともに、新技術の導入等による生産性向上を図る必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ③ 強い農業の育成

6 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化《再掲》

被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要があります。

⇒第5章 施策分野ごとの推進方針

2 産業・観光（3）農林業対策 ④ 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

第5章 施策分野ごとの推進方針

リスクシナリオごとに検討した各施策分野からの課題について対策を講じるため、施策分野ごとの推進方針を以下のとおり検討・整理しました。

1 教育・文化

(1) 防災教育

① 要配慮者利用施設（小中学校）の防災力向上							
主な関係課	学校教育課						
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3						
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時に小中学校の児童・生徒の安全を確保し、迅速に避難できるようにするため、防災教育及び防災訓練の実施を促進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○小中学校における防災教育及び防災訓練（避難訓練等）の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○各教科等における防災教育の推進</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>○避難訓練の実施</td> <td>学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○各教科等における防災教育の推進	学校教育課	○避難訓練の実施	学校教育課
関連事業等	担当課						
○各教科等における防災教育の推進	学校教育課						
○避難訓練の実施	学校教育課						

(2) 外国人支援

① 外国人支援	
主な関係課	市民生活課
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3
<p>【推進方針】</p> <p>大規模災害発生時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の整備を進めます。</p> <p>また、災害時における外国人支援の必要性に関する住民への意識啓発や外国人住民の防災意識の向上を図ります。</p>	

【取組の概要】

- 防災に関する情報の多言語化及び県等との連携による外国語通訳や翻訳ボランティアの確保
- 防災訓練への外国人住民の参加促進

(3) 文化財等の防災対策

① 文化財の防災	
主な関係課	文化課
対応するリスクシナリオ	8-3
【推進方針】 文化財の防災対策を推進するとともに、災害時の被災状況を速やかに把握するための体制を整備します。また、文化財を修復するための技術の伝承を促進します。	
【取組の概要】 <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の耐震化や浸水対策 ○文化財の適切な維持管理の推進 ○文化財の被災状況を把握するための体制整備 ○文化財修復技術者の育成 ○文化財防火訓練の実施 	
関連事業等	担当課
○指定文化財維持管理等補助事業	文化課
○文化財防火デー関連行事	文化課

② 地域文化を守る後継者の育成	
主な関係課	文化課
対応するリスクシナリオ	8-3
【推進方針】 大規模災害後にも有形・無形の地域文化が継承されるよう、平常時から後継者の育成を進めます。	

【取組の概要】

○地域文化の後継者の育成

関連事業等	担当課
○民俗芸能大会	文化課
○八木節振興事業	文化課

2 産業・観光**(1) 商工業対策**

① 事業者による事業継続計画（BCP）の策定促進	
主な関係課	商業振興課・工業振興課
対応するリスクシナリオ	5-1・8-5
【推進方針】 事業者による自主的な防災対策を促すため、事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 【取組の概要】 ○事業者への啓発	

② 市内事業者の育成・支援等	
主な関係課	商業振興課・工業振興課
対応するリスクシナリオ	8-2
【推進方針】 市内事業者の育成や事業継続に係る支援を行います。 【取組の概要】 ○起業者に対する支援 ○融資制度の充実	
関連事業等	担当課
○足利市緊急特別融資制度	商業振興課
○セーフティネット保証認定	商業振興課

③ 中小企業等の経営基盤の強化							
主な関係課	商業振興課						
対応するリスクシナリオ	5-1・8-5						
<p>【推進方針】</p> <p>災害による損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を行えるようにするため、制度の見直しを行います。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○融資制度の充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○足利市緊急特別融資制度</td> <td>商業振興課</td> </tr> <tr> <td>○セーフティネット保証認定</td> <td>商業振興課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○足利市緊急特別融資制度	商業振興課	○セーフティネット保証認定	商業振興課
関連事業等	担当課						
○足利市緊急特別融資制度	商業振興課						
○セーフティネット保証認定	商業振興課						

④ 復興を担う市内事業者の人材確保							
主な関係課	商業振興課・工業振興課						
対応するリスクシナリオ	8-2						
<p>【推進方針】</p> <p>復興を担う市内事業者の人材確保を支援するとともに、若年層の市内就労を促進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○市内企業の人材確保に係る支援</p> <p>○若年層の市内就労促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○足利市内企業等地域人材確保事業</td> <td>商業振興課</td> </tr> <tr> <td>○ニート・フリーター未然防止講演会</td> <td>商業振興課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○足利市内企業等地域人材確保事業	商業振興課	○ニート・フリーター未然防止講演会	商業振興課
関連事業等	担当課						
○足利市内企業等地域人材確保事業	商業振興課						
○ニート・フリーター未然防止講演会	商業振興課						

⑤ 企業誘致の推進	
主な関係課	工業振興課
対応するリスクシナリオ	5-1・8-2
<p>【推進方針】</p> <p>国内のサプライチェーン強化に資するため、また、大規模災害時に本市の復興を支える人材等を確保するため、東京圏等からの企業誘致を推進します。</p>	

【取組の概要】

- 新たな産業団地の開発
- 企業誘致の推進

関連事業等	担当課
○(仮称)あがた駅北産業団地開発事業	工業振興課
○企業誘致事業	工業振興課
○産業用地バンク事業	工業振興課

(2) 帰宅困難者対策

① 帰宅困難者対策	
主な関係課	商業振興課・工業振興課・観光振興課
対応するリスクシナリオ	2-2・2-5・5-2
【推進方針】 観光客や出張客等の旅行者が帰宅困難となった場合に備え、公共交通機関、観光協会等の関係機関や観光施設等と連携し、連絡体制、代替輸送手段、避難施設等の受入体制を整備します。 また、市内事業所等において帰宅困難者が発生した場合に備え、事業所等における食料や飲料水等の備蓄を促進します。 【取組の概要】 ○公共交通機関等の関係機関との連絡体制の確立 ○想定される代替輸送体制等の共有化 ○避難施設に関する情報共有 ○事業所等における食料や飲料水等の備蓄促進 ○コンビニエンスストアやスーパー等との協定締結による帰宅困難者の支援体制の構築	

(3) 農林業対策

① 農業者の育成・地産地消の推進等	
主な関係課	農政課
対応するリスクシナリオ	5-3・8-5
【推進方針】 全国的なサプライチェーンが機能不全になった場合でも、食料需要に対応	

できるようにするため、農業の担い手の育成と経営基盤の充実を図ります。

また、生産者と消費者との交流を図り、地産地消を推進するとともに、農業生産工程管理（GAP）の継続により、安全安心な農畜産物の生産を進めます。

【取組の概要】

- 担い手の育成及び経営基盤の充実
- 農産物の安全性の確保及び地産地消の推進

関連事業等	担当課
○新規就農塾開催事業	農政課
○農業次世代人材投資事業	農政課
○農産物ブランド強化支援事業	農政課
○地産地消推進事業	農政課

② 農地・農業用施設の保全	
主な関係課	農政課・農林整備課・農業委員会事務局
対応するリスクシナリオ	5-3・7-3・8-5
<p>【推進方針】</p> <p>農地が有する食料等の供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、農地及び農業用施設の保全に取り組みます。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣による農作物や農業用施設への被害防止 ○耕作放棄地の発生防止及び再利用の促進 ○農業用ため池、農業用水路等農業用施設の維持管理の推進 	
関連事業等	担当課
○有害鳥獣対策事業	農林整備課
○多面的機能支払事業	農林整備課
○かんがい排水事業	農林整備課
○農地パトロール事業	農業委員会事務局

③ 強い農業の育成															
主な関係課	農政課・農林整備課・農業委員会事務局														
対応するリスクシナリオ	5-3・8-5														
<p>【推進方針】</p> <p>持続可能な本市農業を育成するため、担い手への農地集積による効率的な農業基盤を整備します。また、品目・品種の選定や新技術の導入等による生産性向上を図ります。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業基盤整備の推進 ○農地集積への支援 ○新技術の導入等による生産コストの低減及び生産性の向上 ○栽培技術の向上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○南部地域土地改良事業</td> <td>農林整備課</td> </tr> <tr> <td>○産地パワーアップ事業</td> <td>農政課</td> </tr> <tr> <td>○園芸作物産地強化推進事業</td> <td>農政課</td> </tr> <tr> <td>○次世代農業強化支援事業</td> <td>農政課</td> </tr> <tr> <td>○人・農地問題解決加速化支援事業</td> <td>農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>○農地中間管理機構集積・集約化活動 事業費補助金</td> <td>農業委員会事務局</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○南部地域土地改良事業	農林整備課	○産地パワーアップ事業	農政課	○園芸作物産地強化推進事業	農政課	○次世代農業強化支援事業	農政課	○人・農地問題解決加速化支援事業	農業委員会事務局	○農地中間管理機構集積・集約化活動 事業費補助金	農業委員会事務局
関連事業等	担当課														
○南部地域土地改良事業	農林整備課														
○産地パワーアップ事業	農政課														
○園芸作物産地強化推進事業	農政課														
○次世代農業強化支援事業	農政課														
○人・農地問題解決加速化支援事業	農業委員会事務局														
○農地中間管理機構集積・集約化活動 事業費補助金	農業委員会事務局														

④ 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化	
主な関係課	農林整備課
対応するリスクシナリオ	5-3・7-1・8-5
<p>【推進方針】</p> <p>被災した場合に農業生産等への影響が大きい農業用ため池や頭首工等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各農業水利施設の管理者における耐震化等の促進に向けた支援 ○防災重点農業用ため池の耐震化等の促進 	

関連事業等	担当課
○かんがい排水事業	農林整備課
○農村地域防災減災事業	農林整備課

⑤ 森林の整備	
主な関係課	農林整備課
対応するリスクシナリオ	1-3・7-3
<p>【推進方針】 森林の有する水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能が発揮されるよう、森林の整備を推進します。</p> <p>【取組の概要】 ○森林の経営管理の促進</p>	
関連事業等	担当課
○森林管理整備事業	農林整備課
○林業振興対策事業	農林整備課
○里山林整備事業	農林整備課

⑥ 農林道の整備	
主な関係課	農林整備課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-2・2-4・5-2・6-3
<p>【推進方針】 災害発生時に迂回路として活用し得る農道や林道の整備を推進します。</p> <p>【取組の概要】 ○迂回路として活用し得る農林道の整備</p>	
関連事業等	担当課
○林道維持事業	農林整備課
○林道事業	農林整備課

⑦ 卸売市場施設の防災対策	
主な関係課	農政課
対応するリスクシナリオ	5-3
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、事業者との連携により、停電時の電源確保等の施設の防災対策の強化や、事業者による事業継続計画（BCP）策定等の対策を促進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○事業者への啓発等</p>	

3 健康・福祉

(1) 耐震等対策

① 社会福祉施設の耐震化等	
主な関係課	障がい福祉課・元気高齢課・児童家庭課 こども課・建築指導課
対応するリスクシナリオ	1-1
<p>【推進方針】</p> <p>地震や火災が発生すると多くの人命に関わる社会福祉施設において、国の支援制度等を有効活用し、耐震化等を促進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○社会福祉施設（高齢者・障がい者・児童福祉施設等）、幼稚園等の要配慮者利用施設の耐震化</p> <p>○ブロック塀の安全対策及び防火対策（スプリンクラー設置等）</p> <p>○施設の移転等の促進</p>	
関連事業等	担当課
○老人福祉施設整備費補助事業	元気高齢課

(2) 要配慮者支援

① 要配慮者利用施設（福祉・医療施設）の防災力向上							
主な関係課	健康福祉部各課						
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3						
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時に社会福祉施設等の利用者の安全を確保し、迅速に避難できるようにするため、防災計画の作成、防災訓練の実施、非常用物資の備蓄等を促進します。また、要配慮者利用施設に対する情報伝達体制を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、防災訓練、非常用物資の備蓄等の促進 ○要配慮者利用施設に対する情報伝達体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○防災訓練等を実施する支援員がいる放課後児童クラブに対する処遇改善加算の給付</td> <td>児童家庭課</td> </tr> <tr> <td>○台風接近時等における社会福祉施設への一斉送信メールによる注意喚起</td> <td>健康福祉部各課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○防災訓練等を実施する支援員がいる放課後児童クラブに対する処遇改善加算の給付	児童家庭課	○台風接近時等における社会福祉施設への一斉送信メールによる注意喚起	健康福祉部各課
関連事業等	担当課						
○防災訓練等を実施する支援員がいる放課後児童クラブに対する処遇改善加算の給付	児童家庭課						
○台風接近時等における社会福祉施設への一斉送信メールによる注意喚起	健康福祉部各課						

② 避難行動要支援者対策	
主な関係課	社会福祉課・障がい福祉課・元気高齢課 児童家庭課・こども課
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者対策を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定促進 ○情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備 	

- 民生委員・児童委員に対する情報伝達体制の整備
- 支援を必要とする人を解り易くすると共に支援者が支援しやすい環境整備
- 各種福祉団体による防災研修の促進

関連事業等	担当課
○避難行動要支援者名簿作成事業	社会福祉課
○ヘルプマーク・ヘルプカード普及・啓発事業	障がい福祉課
○放課後児童クラブに対する消防防災情報メールの登録促進	児童家庭課

(3) 医療・健康

① 医療関係機関との連携強化	
主な関係課	健康増進課
対応するリスクシナリオ	2-4
<p>【推進方針】 災害時の医療体制を確保するため、緊急時における県、医療関係機関等、消防本部との協力応援体制を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療関係機関との災害時における医療救護活動に関する協力体制の構築 ○救護所の運営等、連携・協力体制の構築 ○医療関係機関との通信訓練等の実施 	

② 感染症等予防対策	
主な関係課	健康増進課
対応するリスクシナリオ	2-6
<p>【推進方針】 避難所、被災地域での感染症発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策に取り組みます。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種や消毒を行うための体制等の構築 ○予防接種の推進 ○マスクや手指消毒剤等感染症等予防対策のための備蓄等の啓発 	

4 都市基盤

(1) 都市計画

① コンパクトプラスネットワークによるまちづくりの推進					
主な関係課	都市計画課				
対応するリスクシナリオ	1-2・1-3				
<p>【推進方針】 立地適正化計画等を策定・推進し、災害リスクに配慮した居住の誘導を行います。</p> <p>【取組の概要】 ○立地適正化計画の策定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○立地適正化計画策定事業</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○立地適正化計画策定事業	都市計画課
関連事業等	担当課				
○立地適正化計画策定事業	都市計画課				

② オープンスペースの確保					
主な関係課	都市計画課・市街地整備課				
対応するリスクシナリオ	1-1・8-4				
<p>【推進方針】 発災後の火災による延焼防止や避難者の安全確保を図るため、幹線道路、公園、緑地、鉄道、河川、農地等を有機的に組合せた土地利用を推進します。 また、復旧復興時の仮設住宅等建設用地等として活用できるようにするため、公園、緑地等を計画的に配置します。</p> <p>【取組の概要】 ○計画的なオープンスペースの確保 ○計画的な公園・緑地の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○公園造成事業</td> <td>市街地整備課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○公園造成事業	市街地整備課
関連事業等	担当課				
○公園造成事業	市街地整備課				

③ 防火地域等の見直し	
主な関係課	都市計画課
対応するリスクシナリオ	1-1
<p>【推進方針】 市街地密集区域を中心に、建築物の不燃化の促進を図るため、防火地域、準防火地域の見直しを行います。</p> <p>【取組の概要】 ○防火地域、準防火地域の見直し</p>	

(2) 耐震等対策

① 住宅・建築物の耐震化	
主な関係課	建築指導課
対応するリスクシナリオ	1-1
<p>【推進方針】 「足利市建築物耐震改修促進計画」に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、県と連携しながら、耐震化を促進します。</p> <p>【取組の概要】 ○住宅の耐震化の促進 ○学校、病院、旅館・ホテル等多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○特定天井等の非構造部材、ブロック塀等の耐震対策の促進</p>	
関連事業等	担当課
○建築物耐震改修促進事業 ・木造住宅耐震診断補助 ・木造住宅耐震改修補助 ・木造住宅耐震建替補助	建築指導課
○住宅耐震普及ローラー作戦	建築指導課

② 応急危険度判定体制の整備	
主な関係課	都市計画課・建築指導課
対応するリスクシナリオ	1-1
<p>【推進方針】 県と協力し、被災宅地危険度判定に関する組織づくりを行います。</p>	

また、県、建築士会等の関係団体と協力し、被災建築物の応急危険度判定士の資格を有する市職員を育成し、災害時に備えます。

【取組の概要】

- 県との連携による被災宅地危険度判定に関する組織づくり
- 県、建築士会等の関係団体が行う講習会への参加

(3) 空き家対策

① 空き家対策	
主な関係課	建築指導課
対応するリスクシナリオ	1-1・8-1
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、「足利市空家等対策計画」に基づき、管理が不十分な老朽空家対策を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○老朽空家等の所有者に対する除却や適正管理の指導等</p>	
関連事業等	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策総合支援事業 ・特定空家等解体費補助金事業 	建築指導課

(4) 市街地整備

① 市街地整備	
主な関係課	市街地整備課・道路河川整備課・道路河川保全課
対応するリスクシナリオ	1-1・5-2・6-3
<p>【推進方針】</p> <p>道路、公園等の都市施設の整備改善を進め、防災性の向上を図るとともに、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進します。</p> <p>また、土地区画整理事業の推進により、防災性の高い良好な居住環境を創出します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○防災性向上に資する道路・公園整備</p>	

- 長寿命化計画に基づいた道路、公園等の計画的な点検・調査・維持補修・更新
- 土地区画整理事業の推進

関連事業等	担当課
○都市公園安全・安心対策事業	市街地整備課
○山辺西部第一土地区画整理事業	山辺西部土地区画整理事務所
○山辺西部第二土地区画整理事業	山辺西部土地区画整理事務所
○大日西土地区画整理事業	市街地整備課
○中央土地区画整理事業	市街地整備課
○幹線道路の整備事業	道路河川整備課
○橋梁長寿命化修繕事業	道路河川整備課、道路河川保全課
○舗装維持修繕事業	道路河川整備課
○道路維持補修事業	道路河川保全課

(5) 道路・交通

① 道路の防災・減災	
主な関係課	道路河川整備課・道路河川保全課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-2・2-4・5-2・6-3
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時に、被災地域への物資輸送を迅速確実に行えるようにするため、また、市民生活や経済活動に支障をきたすことを防ぐため、道路の防災・減災対策を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○災害が発生する危険性がある箇所等の防災・減災対策</p>	
関連事業等	担当課
○道路改良事業	道路河川整備課
○舗装維持修繕事業	道路河川整備課
○橋梁長寿命化修繕事業	道路河川整備課・道路河川保全課
○道路メンテナンスサイクル事業	道路河川保全課
○道路維持補修事業	道路河川保全課
○交通安全対策事業	道路河川保全課
○排水ポンプ等保守管理業務	道路河川保全課

② 道路啓開体制の整備	
主な関係課	道路河川保全課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-2・2-4・5-2・6-3
<p>【推進方針】</p> <p>災害に伴う道路の途絶を迅速に解消するため、装備資機材の充実を図ります。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○装備資機材の充実</p>	

③ 交通結節点への連携強化							
主な関係課	都市計画課・道路河川整備課						
対応するリスクシナリオ	5-2・6-3						
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等や、代替輸送車両等の滞留の用に供するための駅前広場等を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○交通結節点に接続する幹線道路等の整備促進</p> <p>○スマートインターチェンジの整備</p> <p>○駅前広場等の整備</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○幹線道路の整備事業</td> <td>道路河川整備課</td> </tr> <tr> <td>○駅前広場等整備事業</td> <td>道路河川整備課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○幹線道路の整備事業	道路河川整備課	○駅前広場等整備事業	道路河川整備課
関連事業等	担当課						
○幹線道路の整備事業	道路河川整備課						
○駅前広場等整備事業	道路河川整備課						

④ 多機能型駐車施設の整備	
主な関係課	道路河川整備課
対応するリスクシナリオ	2-3・3-1
<p>【推進方針】</p> <p>大規模災害発生時の防災拠点機能を有する多機能型駐車施設の整備を推進します。</p>	

【取組の概要】

○多機能型駐車施設の整備

関連事業等	担当課
○多機能型駐車施設整備事業	道路河川整備課

(6) 河川・浸水対策**① 中橋の架け替え**

主な関係課	都市計画課・道路河川整備課
対応するリスクシナリオ	1-2

【推進方針】

中橋取り付け部付近は堤防より低く、渡良瀬川の増水の際には越水する可能性があるため、できるだけ早期に架け替えを行えるよう国、県へ働きかけます。

【取組の概要】

○中橋架け替えの早期着手に向けての国、県への働きかけ

関連事業等	担当課
○中橋架け替えに伴う関連道路等の整備事業	道路河川整備課

② 河川・排水路の治水対策

主な関係課	道路河川整備課・道路河川保全課
対応するリスクシナリオ	1-2・7-1

【推進方針】

河川及び排水路や樋門・樋管を適正に維持管理・改修するとともに、一級河川については、管理者である国、県に対し改修要望を行います。

また、溢水の原因となる土砂の浚渫など適切な維持管理を行います。

【取組の概要】

○河川及び排水路改修の推進

○河川及び排水路の維持管理

関連事業等	担当課
○河川及び排水路の改修事業	道路河川整備課・道路河川保全課
○河川及び排水路浚渫等事業	道路河川保全課

○樋門・樋管等の更新・改修事業	道路河川保全課
○水門等保守点検修繕業務	道路河川保全課
○河川巡視、補修等の維持管理業務	道路河川保全課
○県営河川事業（負担金）	道路河川保全課

③ 河川管理施設の長寿命化対策	
主な関係課	道路河川保全課・下水道施設課
対応するリスクシナリオ	1-2・7-1
<p>【推進方針】</p> <p>豪雨等による被害を最小限に止めるため、河川管理施設について適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○市管理の堤防・護岸、樋門・樋管等の計画的な維持管理</p>	
関連事業等	担当課
○河川排水路浚渫等事業	道路河川保全課
○樋門・樋管等の更新・改修事業	道路河川保全課
○水門等保守点検修繕業務	道路河川保全課
○河川巡視、補修等の維持管理業務	道路河川保全課
○公共下水道等ゲート等保守点検業務	下水道施設課

④ 市街地等の排水対策	
主な関係課	道路河川整備課・道路河川保全課・下水道施設課
対応するリスクシナリオ	1-2
<p>【推進方針】</p> <p>市街地等における浸水多発地域の被害軽減のため、雨水対策施設の整備や各河川等管理者による総合的な雨水対策計画の策定に取り組めます。</p> <p>河川の安全度を考慮しながら、事業者等に対し適切な雨水流出調整の指導を行います。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○排水路等の整備</p> <p>○下水道施設の機能向上</p>	

○浸水被害を想定した下水道施設の耐水化

○流域土地利用との調整指導

関連事業等	担当課
○一般排水路整備事業	道路河川整備課・道路河川保全課
○河川排水路浚渫等事業	道路河川保全課
○樋門・樋管等の更新・改修事業	道路河川保全課
○水門等保守点検修繕業務	道路河川保全課
○河川巡視、補修等の維持管理業務	道路河川保全課
○排水ポンプ等保守管理業務	道路河川保全課
○ストックマネジメント事業	下水道施設課

(7) 土砂災害対策

① 土砂災害防止施設の整備	
主な関係課	道路河川保全課
対応するリスクシナリオ	1-3
<p>【推進方針】</p> <p>土砂災害が発生した場合、人的被害や住家被害等のほか、公共施設や交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、県と連携し、土砂災害警戒区域内の重点整備箇所に係る土砂災害防止施設を整備するなど、対策を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○県と連携した土砂災害防止施設の整備</p>	
関連事業等	担当課
○県営砂防事業（負担金）	道路河川保全課
○県営急傾斜地崩壊対策事業（負担金）	道路河川保全課

(8) 水道施設対策

① 水道施設の耐震化等	
主な関係課	水道施設課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-4・2-6・6-2
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時における飲料水供給の長期停止を防止するため、浄水場等の水道施設や基幹管路等の耐震化を推進します。また、水道施設等の被害発生に備</p>	

え、応急給水・復旧体制の整備を進めます。

【取組の概要】

- 水道施設の耐震化や計画的な更新
- 病院や避難所等に配水する基幹管路等の耐震化
- 応急給水・復旧体制の整備

関連事業等	担当課
○上水道耐震化対策事業	水道施設課

② 工業用水の安定供給	
主な関係課	水道施設課
対応するリスクシナリオ	6-2
<p>【推進方針】</p> <p>工業用水の安定供給を確保するため、水源の保全と、計画的な施設点検及び修繕を行います。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○水源及び施設の適切な維持</p>	

5 環境・安全

(1) 消防・火災予防

① 消防力の充実強化	
主な関係課	消防総務課・警防指揮課
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・2-3 3-1
<p>【推進方針】</p> <p>消防施設、設備・資機材等の一層の充実及び適切な維持管理を図ります。</p> <p>消防団員の確保に努めるほか、教育訓練を充実し、技術の向上を進めます。</p> <p>緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備を進めます。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○消防施設、設備・資機材等の整備促進</p> <p>○消防団員の確保及び教育訓練の充実</p>	

○緊急消防援助隊等の広域的な消防応援受入体制の整備

関連事業等	担当課
消防団活性化総合整備費	消防総務課
常備消防費	警防指揮課
消防施設費	警防指揮課

② 火災予防対策

主な関係課	予防課
対応するリスクシナリオ	1-1
<p>【推進方針】 集客施設や社会福祉施設等に対する防火指導、各種防火団体の育成指導を充実するほか、地域住民、事業者などと連携し、市民の防火意識を高めます。</p> <p>【取組の概要】 ○集客施設や社会福祉施設等に対する防火指導 ○各種防火団体の育成指導 ○市民への防火啓発</p>	
関連事業等	担当課
火災予防運動の推進	予防課
住宅用火災警報器の設置促進	予防課

(2) 地域防災・危機管理

① 防災意識の高揚・事前防災の促進

主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3
<p>【推進方針】 各種広報媒体や出前講座等により、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路等の確認、非常用物資の備蓄等、市民1人ひとりの防災意識の高揚を図ります。</p> <p>【取組の概要】 ○出前講座等による防災研修の促進 ○防災冊子、各種広報媒体を活用した啓発の充実</p>	

関連事業等	担当課
○防災講話（出前講座）	危機管理課
○ハザードマップ改訂事業	危機管理課

② 自主防災会の育成	
主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3
<p>【推進方針】</p> <p>全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、防災訓練の促進、防災リーダーの育成等、自主防災会の育成・充実を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区防災計画の作成支援 ○自主防災会内の情報伝達体制の強化 ○防災リーダーの育成 ○防災用資器材の整備促進 ○防災訓練の促進 ○出前講座等による防災研修の促進 	
関連事業等	担当課
○防災リーダー研修会	危機管理課
○防災用資器材配付事業	危機管理課
○防災訓練助成事業	危機管理課
○防災講話（出前講座）	危機管理課

③ 災害リスクに係る市民への周知・啓発	
主な関係課	危機管理課・下水道施設課
対応するリスクシナリオ	1-2・1-3
<p>【推進方針】</p> <p>最新の情報により、洪水・土砂災害ハザードマップ及び内水ハザードマップ（過去に足利市内で内水氾濫の実績がある区域を表示した地図）を更新し、市</p>	

民に周知するとともに、有効活用を促進します。

【取組の概要】

- 「足利市洪水・土砂災害ハザードマップ」及び「内水ハザードマップ」の更新及び市民への周知
- 出前講座等によるハザードマップの有効活用促進

関連事業等	担当課
○ハザードマップ改訂事業	危機管理課
○内水ハザードマップ更新事業	下水道施設課
○防災講話（出前講座）	危機管理課

④ 防災情報収集体制の強化	
主な関係課	危機管理課・道路河川保全課・通信指令課
対応するリスクシナリオ	1-2・1-3・1-4・1-5・2-2 4-1
<p>【推進方針】</p> <p>防災情報を的確に入手するため、情報通信技術（ICT）等の活用を推進します。</p> <p>国、県の関係機関との情報伝達を円滑に行えるよう、連携強化を図ります。消防通信設備の充実を図ります。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信技術（ICT）等の導入促進 ○防災関係機関等との連携による情報伝達訓練等の実施 ○地下道等通信設備の充実 ○消防通信設備の充実 	
関連事業等	担当課
○防災行政情報通信ネットワークシステム管理運営費	危機管理課
○防災行政無線管理運営費	危機管理課
○災害情報共有システム管理運営費	危機管理課
○情報伝達訓練	危機管理課・道路河川保全課
○地下道等通信設備管理業務	道路河川保全課

○高機能消防指令センター、消防救急 デジタル無線設備の維持管理・運用	通信指令課
---------------------------------------	-------

⑤ 防災情報発信体制の強化

主な関係課	危機管理課・通信指令課
対応するリスクシナリオ	1-2・1-3・1-4・1-5・2-2 4-1

【推進方針】

災害の状況に応じた多様な情報伝達手段を確保・運用するとともに、消防防災情報メールの登録を促進します。また、自主防災会（自治会）における連絡網の作成を促進します。

【取組の概要】

- 市民等に対する多様な情報伝達手段の確保及び適切な運用
- 自主防災会（自治会）における連絡網の作成促進
- 自主防災会等との連携による情報伝達訓練の実施
- 消防防災情報メールの登録促進
- 消防通信設備の充実

関連事業等	担当課
○Jアラート、Lアラート、エリアメール関連システムの維持管理・運用	危機管理課
○消防防災情報メールシステムの維持管理・運用	通信指令課
○情報伝達訓練	危機管理課・道路河川保全課

⑥ 避難所対策

主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	1-2・2-2

【推進方針】

最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域を考慮の上、指定避難所を再検討します。

また、地域住民の一時的又は自主的な避難所（場所）として、民間施設の活用を推進します。

【取組の概要】

- 指定避難所の見直し
- 民間企業等と連携した避難所（場所）としての民間施設活用

関連事業等	担当課
○ハザードマップ改訂事業	危機管理課

⑦ 避難所の感染症対策

主な関係課	危機管理課・社会福祉課・健康増進課 教育総務課・学校管理課
対応するリスクシナリオ	2-6

【推進方針】

避難所の感染症対策に必要な施設、資機材等の整備を進めるとともに、感染症対策を踏まえた「避難所開設・運営訓練」を継続的に実施し、避難所運営マニュアル及び職員体制の充実を図ります。

【取組の概要】

- 感染症対策に必要な施設、資機材等の整備
- 「避難所開設・運営訓練」の実施等

関連事業等	担当課
○防災倉庫備品等整備事業	危機管理課
○避難所開設・運営訓練	危機管理課・社会福祉課 健康増進課・教育総務課
○市立小中学校トイレ改修事業	学校管理課

⑧ 物資等の備蓄及び調達体制の整備

主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-2・2-5

【推進方針】

防災倉庫における現物備蓄及び民間企業等との災害時応援協定締結による流通備蓄の充実を図ります。

また、家庭における食料品等の備蓄を促進します。

【取組の概要】

- 防災倉庫における現物備蓄の充実

○民間企業等との災害時応援協定締結推進

○家庭における備蓄の啓発

関連事業等	担当課
○非常食備蓄事業	危機管理課
○防災倉庫備品等整備事業	危機管理課
○防災講話（出前講座）	危機管理課

⑨ 緊急輸送体制の整備

主な関係課	財産活用課・危機管理課・消防総務課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-2・2-4・5-2・6-3
【推進方針】 災害発生時に、被災地域へ備蓄物資や救援物資を迅速かつ確実に輸送するほか、傷病者の搬送等に資するため、災害時緊急通行車両を確保します。 また、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。	
【取組の概要】 ○災害時緊急通行車両の確保 ○民間企業等との協定締結による体制整備 ○臨時ヘリポートの選定	

⑩ ライフラインの応急・復旧活動のための連携体制整備

主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	2-1・2-4・6-1
【推進方針】 ライフライン関係機関が応急・復旧活動を円滑に実施できるようにするため、市とライフライン関係機関との連携体制を整備します。	
【取組の概要】 ○ライフラインの応急・復旧活動の円滑な実施に必要な連携体制整備	

⑪ 業務継続体制の整備	
主な関係課	危機管理課・各課
対応するリスクシナリオ	3-1・4-1
<p>【推進方針】</p> <p>「大規模災害（地震・洪水）時における足利市業務継続計画」を市職員へ周知徹底し、その見直しを不断に行うことで、大規模災害時における業務継続体制の整備を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画の定期的な見直し ○各課における非常時優先業務の確認 ○各課における業務継続に必要な事項の改善 	

⑫ 受援体制の整備	
主な関係課	危機管理課
対応するリスクシナリオ	2-3・3-1・8-2
<p>【推進方針】</p> <p>近隣市等との間で締結している災害時相互応援協定による支援を、円滑かつ効果的に受け入れることができるようにするため、受援体制を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時受援計画の策定 	

（3）自然環境・環境衛生

① 災害廃棄物等処理体制の整備	
主な関係課	クリーン推進課
対応するリスクシナリオ	2-6・8-1
<p>【推進方針】</p> <p>大規模災害発生時にも、災害廃棄物処理やし尿処理を円滑に行えるようにするための体制を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等の仮置き場の選定 ○有害物質を含む廃棄物の確実な処理方法の確立 ○収集受託業者との連携による円滑な処理体制の整備 	

② 感染症等予防対策					
主な関係課	環境政策課				
対応するリスクシナリオ	2-6				
<p>【推進方針】</p> <p>避難場所、被災地域での感染症の発生予防、まん延防止、食中毒の発生予防のため、平常時から感染症予防対策に取り組みます。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○地下水汚染調査、害虫駆除等を行うための体制等の構築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○地下水汚染調査</td> <td>環境政策課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○地下水汚染調査	環境政策課
関連事業等	担当課				
○地下水汚染調査	環境政策課				

③ 再生可能エネルギー等の活用							
主な関係課	環境政策課						
対応するリスクシナリオ	6-1						
<p>【推進方針】</p> <p>大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて、蓄電池との組合せを促進し、さらに、コージェネレーション等の導入促進により、エネルギーの自立分散化を図ります。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>○太陽光発電や蓄電池の導入促進</p> <p>○公共施設屋根貸出し事業の設備活用推進</p> <p>○再生可能エネルギーの普及促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○エコ・アクションポイント事業</td> <td>環境政策課</td> </tr> <tr> <td>○公共施設屋根貸出し事業</td> <td>環境政策課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○エコ・アクションポイント事業	環境政策課	○公共施設屋根貸出し事業	環境政策課
関連事業等	担当課						
○エコ・アクションポイント事業	環境政策課						
○公共施設屋根貸出し事業	環境政策課						

④ 有害物質の拡散・流出対策	
主な関係課	危機管理課・環境政策課・予防課
対応するリスクシナリオ	7-2
<p>【推進方針】</p> <p>大規模災害に伴う有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響</p>	

を防止するための対策を推進します。

【取組の概要】

- 有害物質の適正管理等の促進
- 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）等の調査、指導
- 工場等の新增設時における公害対策事前協議
- 県と連携した原子力災害に関する連絡体制の整備
- 環境モニタリング調査体制の整備

関連事業等	担当課
○県と合同の工場パトロール調査	環境政策課
○公共用水域水質調査	環境政策課
○土壌汚染及び臭気調査	環境政策課
○空間放射線量測定器の貸出し	環境政策課
○市内における定点観測及びモニタリングポストの空間放射線量測定結果の公表	環境政策課

（４）下水道施設対策

① 下水道施設の耐震化等	
主な関係課	下水道施設課
対応するリスクシナリオ	2-6・6-2
<p>【推進方針】</p> <p>災害発生時における公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚水処理施設の耐震化、計画的な施設更新 ○緊急輸送路や病院、避難所等の重要な幹線に係る管路施設の改築更新 ○耐用年数を経過した管路やマンホール蓋の改築更新 	
関連事業等	担当課
○ストックマネジメント事業	下水道施設課
○水処理センター耐震化事業	下水道施設課

6 都市経営

(1) 市民参画・市民活動

① 広報の充実					
主な関係課	秘書広報課				
対応するリスクシナリオ	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5 2-2・2-3・4-1				
<p>【推進方針】 各種広報媒体を活用し、平常時は市民の事前防災に資する情報の充実を図るとともに、災害時には、市民の安全確保に繋がる情報を迅速に発信します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報誌、ホームページ、SNS等の充実 ○災害時に迅速に情報発信するための体制整備 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業等</th> <th style="width: 50%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○各種広報媒体を活用した広報事業</td> <td>秘書広報課</td> </tr> </tbody> </table>		関連事業等	担当課	○各種広報媒体を活用した広報事業	秘書広報課
関連事業等	担当課				
○各種広報媒体を活用した広報事業	秘書広報課				

② 災害ボランティアの活動体制の整備	
主な関係課	市民生活課
対応するリスクシナリオ	8-1・8-2
<p>【推進方針】 災害時の人材不足を補完できるよう、平常時から多様な技術を有するボランティアを確保するとともに、災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、県等と連携しながら環境を整備します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアとして多様な技術を有する人材の確保 ○ボランティア活動をコーディネートする人材の資質向上のための各種研修、訓練等実施 ○ボランティア派遣等のコーディネートを行う人材の発掘 	

③ コミュニティ活動への支援	
主な関係課	市民生活課
対応するリスクシナリオ	8-3
<p>【推進方針】 大規模災害後も地域コミュニティと文化が継続していけるよう、平常時からコミュニティ活動の基盤である自治会活動を支援します。</p> <p>【取組の概要】 ○自治会組織及び活動に対する支援</p>	

(2) 行政運営

① 社会資本等の老朽化対策	
主な関係課	財産活用課・公共施設整備課
対応するリスクシナリオ	1-1・2-6・8-1・8-3
<p>【推進方針】 今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新等に取り組むとともに、耐震化、浸水対策等を推進し、関係施設の強靱化を図ります。</p> <p>【取組の概要】 ○「足利市公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」等に沿った施設等の適正配置・維持管理・長寿命化・更新 ○大型公共施設の更新</p>	
関連事業等	担当課
○新焼却施設等整備事業	公共施設整備課・クリーン推進課
○新斎場整備事業	公共施設整備課・市民課
○新市民会館整備事業	公共施設整備課・文化課
○橋梁長寿命化修繕事業	道路河川整備課・道路河川保全課
○舗装維持修繕事業	道路河川整備課
○都市公園安全・安心対策事業	市街地整備課
○地域住宅計画に基づく事業 ・公営住宅等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業	建築住宅課

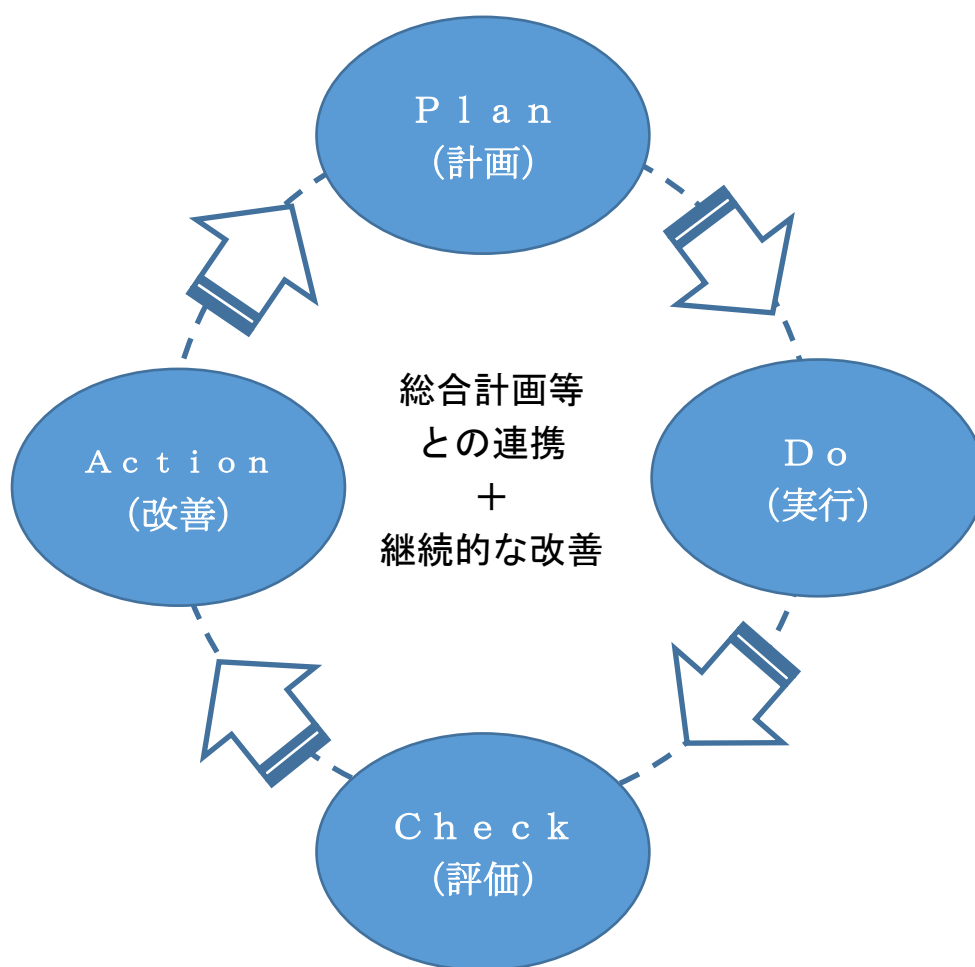
② 防災拠点機能の確保	
主な関係課	財産活用課・情報管理課
対応するリスクシナリオ	2-3・3-1・4-1
<p>【推進方針】 大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、防災拠点となる施設について、計画的な整備等を推進します。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎等の適切な維持管理及び建替の検討 ○本庁舎等の非常用発電機の整備・維持や稼働に必要な燃料の確保 ○本庁舎における電源喪失時にも、情報システムの電源が確保できる対策の推進 	
関連事業等	担当課
○庁舎維持補修事業	財産活用課

③ 市職員体制の充実	
主な関係課	人事課
対応するリスクシナリオ	8-2
<p>【推進方針】 災害時に必要とされる専門知識や知見を有する職員の確保及び育成を進めます。</p> <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職等（保健師・技術系職員・消防職員等）の計画的な採用 ○職員研修等の充実 	

第6章 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けた施策については、総合計画及び各種分野別計画と連携して推進するとともに、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

また、基本計画、県地域計画、総合計画等の見直しや社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。



重要業績指標一覧

*第7次総合計画に掲げる指標のうち、本計画と関係性のあるものです。

*令和4（2022）年度以降の指標は、第8次総合計画の策定状況を踏まえ設定します。

指標	基準値	目標値
	平成26(2014)年度	令和3(2021)年度
2 産業・観光		
企業立地累計件数	—	36件
創業支援事業計画における 年間創業者数	65人	70人
新規高卒就職者の市内就職率	32.6%	40.0%
中小企業創業支援補助金 年間届出件数	16件	23件
人材育成セミナー 年間受講者数	85人	100人
認定農業者数	223人	240人
農産物年間販売額	28億円	31億円
認定農業者の農地集積率	37.0%	65.0%
年間新規就農者数	4人	6人

主要園芸品目の年間販売額	16.2億円	19億円
4 都市基盤		
市街化区域面積	3,187ha	3,217ha
土地区画整理事業換地処分面積	746ha	785ha
土地区画整理事業施工中地区道路整備率	29.7%	41.8%
道路整備延長	784.8km	805.8km
舗装改良延長	1,129.1km	1,136.1km
都市公園整備箇所数	123か所	128か所
都市公園整備面積	182.93ha	184.03ha
一般排水路等整備延長	714.4km	719.3km
老朽铸铁管の更新	14,750m	30,859m
5 環境・安全		
住宅用省エネルギー対策エコポイント累計交付者数	137人	184人
公害苦情・相談年間件数	73件	45件
汚水整備面積	2,828ha	2,874ha
雨水整備面積	1,646ha	1,655ha

管渠改築延長	8, 7 5 4 m	1 4, 5 1 4 m
防災リーダー認定者数	1, 5 2 1 人	2, 1 4 0 人
住宅用火災警報器の設置率 (世帯数)	5 6. 0 % (3 4, 2 5 9 世帯)	8 0. 0 % (4 8, 9 0 0 世帯)
Eメール消防防災情報 配信者数	1 1, 7 3 1 人	1 4, 4 0 0 人
6 都市経営		
ホームページ年間アクセス数	1, 7 0 6, 0 0 0 件	3, 4 5 6, 0 0 0 件
市営住宅住戸改善戸数	9 3 戸	2 6 2 戸

国土強靱化関係交付金・補助金に係る個別事業実施計画

*計画の内容は、事業の進捗状況等の事情により、変更となる場合があります。

*総事業費は個別事業計画等に基づくものです。個別事業計画等において、総事業費が定まっていない場合は、「－」表示としています。

(令和2(2020)年12月末現在)

施策分野	項目	事業名	①対象箇所 ②事業期間	総事業費 (千円)	取組 主体
都市基盤	住宅・建築物の 耐震化	住宅・建築物安全 ストック形成事業	①足利市内 ②平成20年度～	－	市
都市基盤	空き家対策	空き家対策推進 事業	①足利市内 ②平成30年度～	－	市
都市基盤	市街地整備	大日西土地区画整 理事業	①大日西地区 ②平成16年度 ～令和11年度	6,000,000	市
都市基盤	市街地整備	中央土地区画整理 事業	①中央地区 ②平成17年度 ～令和11年度	4,500,000	市
都市基盤	市街地整備	山辺西部第一土地 区画整理事業	①山辺西部第一地区 ②平成6年度 ～令和9年度	13,300,000	市
都市基盤	市街地整備	山辺西部第二土地 区画整理事業	①山辺西部第二地区 ②平成10年度 ～令和25年度	25,800,000	市
都市基盤 都市経営	市街地整備 社会資本等の老 朽化対策	足利市都市公園安 全・安心対策事業	①87公園施設 ②令和2年度 ～令和6年度	352,000	市
都市基盤	交通結節点への 連携強化	市道樺崎田沼通り 道路改良事業	①樺崎町 ②平成23年度 ～令和4年度	117,000	市

都市基盤	交通結節点への連携強化	市道五十部町4号線道路改良事業	①五十部町 ②平成24年度～令和6年度	660,000	市
都市基盤	交通結節点への連携強化	市道江川利保通り道路改良事業	①利保町 ②平成28年度～令和7年度	440,000	市
都市基盤	道路の防災・減災	橋梁長寿命化修繕事業	①足利市内 ②平成25年度～	—	市
都市基盤	道路の防災・減災	道路メンテナンスサイクル事業	①足利市内 ②平成25年度～	—	市
都市基盤	道路の防災・減災	舗装維持修繕事業	①足利市内 ②平成31年度～	—	市
環境・安全	災害廃棄物等処理体制の整備	浄化槽設置整備事業	①足利市内 ②平成29年度～令和5年度	312,000	市
環境・安全	避難所の感染症対策	市立小中学校トイレ改修事業	①市立小・中学校 ②平成29年度～	—	市
環境・安全	下水道施設の耐震化等	汚泥処理棟耐震化事業	①水処理センター ②令和3年度～令和4年度	—	市
環境・安全	下水道施設の耐震化等	ストックマネジメント計画事業	①足利市内 ②令和3年度～令和7年度	—	市
都市経営	社会資本等の老朽化対策	公営住宅等ストック総合改善事業	①市内市営住宅 ②令和3年度～令和7年度	—	市

令和3（2021）年〇月

足利市国土強靱化地域計画

編集・発行 足利市 総務部 危機管理課
